

平成22年6月第24回亶理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成22年6月16日第24回亶理町議会定例会は、亶理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員（20名）

1 番	小野 一雄	2 番	熊澤 勇
3 番	鞠子 幸則	4 番	相澤 久美子
5 番	渡邊 健一	6 番	高野 孝一
7 番	宍戸 秀正	8 番	安藤 美重子
9 番	鈴木 高行	10番	平間 竹夫
11番	佐藤 アヤ	12番	佐藤 實
13番	山本 久人	14番	熊田 芳子
15番	安田 重行	16番	永浜 紀次
17番	高野 進	18番	島田 金一
19番	安細 隆之	20番	岩佐 信一

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（20名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	森 忠 則	企画財政課長	佐 藤 仁 志
税務課長	日 下 初 夫	保健福祉課長	佐 藤 浄
町民生活課長	安 喰 和 子	産業観光課長	東 常太郎
わたり温泉鳥の海所長	作 間 行 雄	都市建設課長	古 積 敏 男
上下水道課長	清 野 博 文	会計管理者兼会計課長	齋 藤 良 一
教育長	岩 城 敏 夫	学務課長	遠 藤 敏 夫
生涯学習課長	佐 々 木 利 久	農業委員会事務局長	酒 井 庄 市
代表監査委員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 司	庶務班長	牛 坂 昌 浩
書記	佐 藤 義 行		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町町
税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 3 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町都
市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 4 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町国
民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 1
年度亶理町一般会計補正予算（第 9 号））
- 日程第 6 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 1
年度亶理町老人保健特別会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 7 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 1
年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 8 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について（平成 2 1 年度亶
理町一般会計予算）
- 日程第 9 報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書について（平成 2 1 年度亶
理町工業用地等造成事業特別会計予算）
- 日程第 1 0 議案第 4 2 号 亶理町行政手続等における情報通信の技術の利用
に関する条例
- 日程第 1 1 議案第 4 3 号 亶理町町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 2 議案第 4 4 号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 4 5 号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 4 6 号 亶理町企業職員の給与の種類及び基準に関する条
例の一部を改正する条例
- 日程第 1 5 議案第 4 7 号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改
正する条例
- 日程第 1 6 議案第 4 8 号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一
部を改正する条例

日程第17 議案第49号 互理町職員団体のための職員の行為の制限の特例
に関する条例の一部を改正する条例

日程第18 議案第50号 平成22年度互理町一般会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第51号 平成22年度互理町国民健康保険特別会計補正予
算（第1号）

日程第20 議発第 3号 「協同労働の協同組合法」（仮称）の早期制定を
求める意見書

日程第21 委員会の閉会中の継続調査申出について

日程第22 委員会の閉会中の先進地調査申出について

午前9時59分 開議

議長（岩佐信一君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

まず最初に、暑い方は上着を脱ぐことを許可いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、18番 島田金一議員、19番
安細隆之議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（岩佐信一君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、議員提出議案についてであります。意見書案1件を受理しております。

第2、各常任委員会及び議会運営委員会、並びに議会広報調査特別委員会から閉
会中の継続調査及び先進地視察調査の申し出を受理しております。

第3、今期定例会前に派遣を決定しておりました議員から、お手元に配布のとお

り「議員派遣結果報告書」1件が提出されておりますので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町町
税条例の一部を改正する条例）

議長（岩佐信一君） 日程第2、承認第1号専決処分の承認を求めることについての件を
議題といたします。

〔議事日程表末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（日下初夫君） それでは、承認第1号について説明を申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて。

平成22年3月31日、亶理町町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法
第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって同条第3項の規
定によりその承認を求めるものでございます。

次のページの専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）が平成22
年3月31日に公布され、65歳未満の公的年金受給者に対する給与からの個人住民税
の特別徴収制度等法律が改められたため、亶理町町税条例の一部を改正する必要が
生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第
179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

議案書の3ページをお願いいたします。

亶理町町税条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

なお、この改正に当たりましては総務省から示された例、いわゆる準則に倣いま
して改正を行ったところでございます。

亶理町町税条例の一部を改正する条例。

亶理町町税条例の一部を次のように改正する。

なお、内容については別紙の新旧対照表の1ページを参照しながら、亶理町町税
条例の一部改正の要点の1ページについて説明を申し上げます。

最初に、条例第44条、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収の第2項及び第3項でございますが、65歳以上の公的年金等受給者からの個人住民税特別徴収については、平成20年度の税制改正において、平成21年10月からの支給分から実施になったところでございます。しかし65歳未満の公的年金等受給者については、普通徴収の方法によって徴収されるため、特に給与の方は特徴でございますので、給与所得などのある方は、新たに納税の手間が生じることになったわけでございます。そこで、納税の便宜等を図る観点から、公的年金所得と給与所得の合計額を給与から特別徴収できるよう改正するものでございます。これは平成20年度税制改正以前の姿に戻ったところでございます。

第4項については新設の項でございます、65歳以上の年金受給者について、第2項を読みかえる規定でございます。

またこれまでの第4項は、新第4項が新設されたため第5項へ。さらに第5項は第6項へと、項の繰り上げの改正でございます。

施行日は平成22年4月1日でございます。

第45条第1項給与所得に係る特別徴収事務者の指定等については、第44条第4項が新設されたため、項ずれに伴う改正でございます。施行日は平成22年4月1日でございます。

第48条第6項については、法人の町民税の申告納付でございますが、法人税法第2条12号の7の5、及び7の6の追加による項ずれの改正と、本項をこの項に改正する字句の訂正でございます。施行日は平成22年4月1日でございます。

附則第15条、読替規定でございますが、特別土地保有税の非課税の規定が廃止されたことに伴い、削除する改正でございます。施行日は平成22年4月1日でございます。

附則第15条特別土地保有税の課税の特例については、旧附則第15条を削除したことに伴い、旧附則第15条の2を新附則第15条に改正するものでございます。施行日は平成22年4月1日でございます。

次のページをお願いします。

附則第20条の4条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例及び附則第20条の5第1項保険料に係る個人の町民税の課税の特例について

は、引用する法律「租税条約実施特例法」でございますが。この法律の名称変更に伴い改正するものでございます。施行日は平成22年6月1日でございます。

改正条例の附則第1条は施行期日の規定でございます。

附則第2条は町民税に関する経過措置でございまして、第1項については改正後の規定は平成22年度以降の住民税に適用する規定でございます。

第2項の平成22年度住民税については、公的年金からの特別徴収対象とならない65歳未満の方についての規定でございます。

第3項については法人町民税に関する規定でございまして、平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人町民税について適用する規定でございます。施行日は平成22年4月1日でございます。

附則第3条については固定資産税に関する経過措置でございまして、改正後の規定は平成22年度以降の固定資産税に適用する規定でございます。施行日は平成22年4月1日でございます。

以上で承認第1号について説明を終わります。よろしくご審議方お願いを申し上げます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 1点だけお伺いいたします。

65歳未満の公的年金受給者に対する給与からの個人住民税特別徴収ですが、何人が対象になるのか、数字を述べてください。

税務課長（日下初夫君） お答えを申し上げます。

平成22年度課税ベース、いわゆる平成21年分の該当から申し上げますと、対象者は159人でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件

議長（岩佐信一君） 日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（日下初夫君） それでは、承認第2号について説明を申し上げます。

議案書の6ページをお願いいたします。

専決処分の承認を求めることについて。

平成22年3月31日、亘理町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

7ページの専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。地方税法等の一部を改正する法律。平成22年法律第4号が平成22年3月31日に公布され、都市計画税において引用する法律が改められたことにより、亘理町都市計画税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

議案書の8ページをお願いいたします。

亘理町都市計画税条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

なお、この改正に当たりまして、総務省からの準則に倣いまして改正を行ったところでございます。

亘理町都市計画税条例の一部を改正する条例。亘理町都市計画税条例の一部を次

のように改正する。

なお、内容については別紙の新旧対照表の9ページを参照しながら、一部改正の要点の3ページにより説明を申し上げます。

今回の税制改正で課税標準について税負担軽減の見直しが行われ、合理性、有効性、そして補助金交付と比較しての相当性等を観点に見直しを行い、その対象になったのが、実施期間が10年以上の長期にわたる措置や、適用件数が100件未満の少ない措置、また適用件数が1億円未満の少ない措置のいずれかに該当する措置でございます。その結果、条例規則第2項で規定している法附則第15条第1項の（外国貿易用コンテナ）から第54項の（鉄道再生事業を実施する路線に係る資産）までが、課税標準の特例措置が廃止になったところでございます。廃止の理由については、措置の創設以来一定の期間が経過し、当初の施策意図がほぼ達成されたこと、また適用事例が今後見込まれないことなどであり、今回の改正は課税標準の特例の措置の廃止に伴う項ずれの改正でございます。

また、第46項は新設の項であり、特定外貿埠頭指定会社が取得した港湾施設については、10年間に限り課税標準を2分の1とする規定でございます。施行日は平成22年4月1日でございます。

改正条例の附則第1項は施行期日の規定でございます。

附則第2項は経過措置の規定でございます。改正後の規定は平成22年度以降の都市計画税に適用する規定でございます。

以上で承認第2号について説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件

議長（岩佐信一君） 日程第4、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは承認第3号についてご説明を申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて。

平成22年3月31日、亘理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

次ページの専決処分書を朗読させていただきます。

専決処分書。地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、国民健康保険税において引用する法律が改められたことにより、亘理町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したものでございます。

次ページになりますが11ページをごらんいただきたいと思います。

亘理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

なお今回の改正につきましては地方税法等の改正に伴い、あわせて改正を行うものでもございます。

亘理町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては別紙新旧対照表を参照しながら、一部改正の要点を使ってご説明を申し上げますので、新旧対照表の10ページと一部改正の要点の4ページをお

開き願いたいと思います。

それでは一部改正の要点の4ページでございます。

初めに第2条でございますが、これにつきましては限度額の改正でございます。第2項でございますが、医療分の課税額の限度額の改正で、47万円から50万円に改正するものでございます。

同じく第3項でございますが、後期高齢者の支援金等の課税額の限度額の改正で、12万円を同じく13万円に引き上げ改正するものでございます。この改正につきましては地方税法施行令の一部が改正されたことに伴いまして、あわせて改正を行うものでございます。

続きまして第23条でございます。前段部分でございますが、前段部分につきましては限度額の改正に伴いましてその限度額が引き上げられたものですから、それに合わせて減額する限度額もあわせて引き上げの改正をするものでございます。

続きまして第1号、第2号、第3号でございますが、これは7割、5割、2割の軽減の規定がされている条文でございますが、内容についての変更はございませんが、引用する法律の条項の番号が「法第703条の5第1項」から「法第703条の5」に表記の変更がされたことに合わせまして、改正するものでございます。また、同じく基準額について条例で標記していたものを基準額でございます（33万円）ということで数字を表記し、明記したものでございます。

続きまして、第23条の2でございますが、これは新たに設けられたものでございまして、特例対象者被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、内容につきましては雇用保険の特定受給資格者及び特定離職者の給与所得を100分の30相当額として扱うものということでございますが、これにつきましては解雇や雇い止め等の理由で離職した場合の国民健康保険税の計算をする際、前年の給与所得を100分の30、つまり3割で計算するという特例措置でございます。

第24条の2でございますが、これも同じく新設でございます。特例対象者被保険者等に係る申告でございますが、これにつきましては今、申し上げました課税の特例を受けるためには申告が必要なこと、またその際、雇用保険受給資格者証等の提示が必要であるということを規定した内容でございます。

続きまして、附則の第2項でございますが、引用法律の条項の番号表記の変更と

いうふうなことで、23条と同様に、「法第730条の5第1項」が「法第730条の5」に改められたことに伴いまして、あわせて改正するものでございます。

附則第7項でございますが、「その世帯の」から「その世帯に」と字句の修正でございます。

ここまですつきましては、施行期日につきましては平成22年4月1日でございます。

続きまして、附則第13項及び附則第14項でございますが、引用法律の名称そのものが変更になりまして、「租税条約」から「租税条約等」に変更になったことに伴いまして、あわせて改正を行うものでございます。施行期日につきましては平成22年6月1日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 課税限度額、医療給付費分が47万円から50万円。後期高齢者支援金分が12万円から13万円。課税限度額が引き上げられたことによって影響を及ぼされる被保険者は、それぞれ医療給付費分で何人、後期高齢者支援金分で何人、数字を述べていただきます。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それではお答え申し上げます。

まず医療分につきましては、これは5月の試算時点での数字でございますが、87名でございます。同じく支援金分につきましては264名。合わせまして351名でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） この課税限度額の引き上げによって、国民健康保険税はどのくらい増額するんですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 医療費分、支援金分、合わせまして、525万円と試算しております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件

議長（岩佐信一君） 日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは承認第4号についてご説明いたしますので、議案書の14ページをお願いします。

専決処分の承認を求めることについて。

平成22年3月31日、平成21年度亙理町一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって同条第3項の規定によりその承認を求めるものであります。

次ページの15ページ、専決処分の理由内容でございます。

専決処分書。平成21年度亙理町一般会計補正予算（第9号）については、町税及び地方交付税ほか、各種交付金、町債借入金の確定、並びに逢隈公園整備事業繰越明許費など、補正予算の必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

それでは議案書で、内容についてご説明を申し上げますので、大変失礼しまし

た、補正予算書の（第9号）の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成21年度互理町一般会計補正予算（第9号）についてご説明を申し上げます。

平成21年度互理町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億9,073万8,000円とする。

第2条、繰越明許費の補正。繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、地方債の補正。地方債の変更は、第3表地方債補正による。

それでは歳出のほうから説明を申し上げますので、15ページをお開き願います。

歳出で主なものだけにさせていただきますと思います。

7款の商工費の中の1項、3目観光費79万2,000円の補正額でございますが、これは入湯税の分の増額がございましたので、観光施設整備基金に積み立てるための予算措置でございます。

次に、8款の土木費の中の4項、5目街路事業費。補正額が60万円の減額については、街路地方特定道路整備事業、すなわち南町鹿島線の事業費の確定によりまして、減額するものでございます。

次に、歳入のほうをご説明申し上げますので、9ページをお開きいただきたいと思います。

歳入1款町税の1項、2目法人税でございますが、1,980万9,000円の減額でございますが、これは現年度分の歳入が見込まれないということで減額するものでございます。

同じく7項、1目の入湯税79万2,000円については、現年度分の入湯税が多く入ったということでの増額分でございます。

2款の地方譲与税から3款利子割交付金、4款の配当割交付金、次のページ11ページで、5款の株式等の譲渡所得割交付金、7款の自動車取得税交付金等々については、事業費の確定によりましてそれぞれ減額、または増額の補正をおこなったところでございます。

次に、9款の地方交付税の中の1項、1目地方交付税4,310万8,000円の増額補正でございますが、これは特別地方交付税の確定によるものでございます。今回この補正をすることによりまして、失礼しました。取り消しさせていただきます。

次に、15款の財産収入、2項、1目の不動産売却収入ということで、716万3,000円の減額については、本年度2件の不用財産の土地の売り払いを公募したわけでございますが、吉田の旭台地区だけの1件だけに入札が執行できたということで、逢隈地区については執行が不調に終わった関係で、今回減額するものでございます。

次に、17款繰入金、1項、1目財政調整基金繰入金3,857万7,000円の減額補正でございますが、歳入歳出の予算の調整によりまして、繰入金を戻し入れる内容となっております。今回この財政調整基金に予算相当額を戻しますと、21年度末の財政調整基金の残高については9億5,030万8,000円となったところでございます。

次に17款、2項、特別会計繰入金の次のページに入りますけれども、1目老人保健特別会計繰入金1,204万7,000円の追加補正額でございますが、これにつきましては老人保健特別会計のほうからの繰入金ということでございます。これは20年の3月分の診療分の審査で特別会計のほうに歳入があったということで、特別会計については必要な支出がございませんので、それらについては一般会計のほうに戻していただく、繰り入れしていただくということで、補正をするものでございます。

次に、20款町債、1項、2目農林水産業債550万円の追加補正ですが、これについては漁港修築事業債120万円。農業基盤整備事業債430万円。それぞれ事業費の確定によるものでございます。

同じく4目の土木債50万円の減額については、街路事業債の確定によりまして減額するものでございます。

次に、繰越明許費補正等についてご説明をしますので、4ページにお戻り願います。

第2表繰越明許費補正。今回は追加ということでございます。款、項、事業名、金額というふうにご説明申し上げます。

土木費の中の都市計画費、事業名が逢隈公園整備事業197万7,000円の繰り越しでございますが、これについては契約途中で地権者が亡くなりまして、相続関係で未成年者がいる関係で、手続が年度内に終了できないということでの繰り越しでござ

います。

次に、第3表地方債補正の変更でございます。起債の目的、補正前、補正後というふうに説明申し上げます。

まず初めに農業基盤整備事業債。今回430万円の追加で、4,070万円の限度額ということでの補正でございます。

次に、漁港修築事業債。今回事業費の確定によりまして120万円増額させていただいて、1,200万円の限度額で補正をするものでございます。

3点目が都市計画事業債。事業費の確定によりまして50万円の減額ということで、限度額を3,300万円に補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件

議長（岩佐信一君） 日程第6、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは承認第5号についてご説明を申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて。

平成22年3月31日、平成21年度亙理町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

次ページの専決処分書をお願いいたします。

専決処分書。平成21年度亙理町老人保健特別会計補正予算（第2号）については、歳入における医療費交付金を初めとする各種交付金、負担金額の確定、及び歳出における医療給付費等の確定から補正予算の必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

それでは補正予算書で内容についてご説明いたしますので、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成21年度亙理町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

平成21年度亙理町老人保健特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,140万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,264万2,000円とする。今回の補正でございますが、老人保健につきましては平成19年度で終了いたしておりますが、19年度の3月分、つまり20年の3月分が20年度分の支払いとなっております。その分につきましては今回、国及び県の交付金の精算が終了しまして追加交付が確定したことに伴います補正でございます。その他の分につきましては額の確定に伴いまして、それに合わせた補正でございます。

それでは初めに歳出からご説明申し上げますので、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、1款、1項、1目一般管理費1,190万3,000円の増額でございますが、これにつきましては歳入におきまして国、県それぞれから医療費負担金が追加交付されたことに伴いまして、今後支出の予定がないことから、一般会計へ1,204万7,000円を繰り出しするものでございます。その他委託料につきましては、額の確定に伴

いまして減額補正をするものでございます。

2 款の医療諸費及び 3 款の諸支出金につきましては、同じく額の確定に伴いまして減額補正をしたものでございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをお開きいただきたいと思えます。

8 ページでございますが、初めに 2 段目でございます 2 款国庫支出金 1 項の 1 目医療費負担金でございますが、1,079 万 2,000 円増額分と、同じく 3 款県支出金でございますが、1 項、1 目の医療費負担金 66 万 2,000 円については、それぞれ医療費負担金が追加交付されたことによりまして増額補正するものでございます。

1 款の支払基金交付金及び 4 款の繰入金、6 款の諸収入につきましては、それぞれ額の確定により補正したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第 7 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについての件

議長（岩佐信一君） 日程第 7、承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。わたり温泉島の海所

長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） それでは承認第6号、専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

平成22年3月31日、平成21年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

次ページの専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。平成21年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出における一般寄付金の確定及び歳出におけるわたり温泉鳥の海運営基金積立金の確定から補正予算の必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

それでは予算書の内容についてご説明申し上げますので、予算書の1ページをお開きいただきます。

平成21年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

平成21年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものといたします。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,277万5,000円とするものであります。

初めに歳入からご説明申し上げます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

6款、1項、1目寄附金でございますが、一般寄附金鳥の海ふれあい市場協同組合代表理事 理事長菊地一男様から100万円をご寄附いただきました。

続きまして歳出でございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

2款、1項、1目基金積立金でございますが、わたり温泉鳥の海基金積立金に100万円を積み立てするというところでございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 9ページです。

代表理事長はいつかわったんですか。

議長（岩佐信一君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（作間行雄君） 今年の総会、21年の5月でございます。日にちまではちょっと忘れちゃいましたが、5月でございます。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第8 報告第2号 繰越明許費繰越計算書についての件

議長（岩佐信一君） 日程第8、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは20ページをお願いしたいと思います。

議案書のほうの20ページでございます。

報告第2号、繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

これにつきましては、事業費の額の確定によって報告するものでございます。

平成21年度互理町一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成21年度互理町繰越明許費繰越計算書でございます。款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、左の財源内訳というふうにご説明を申し上げます。

5款労働費1項労働費、勤労青少年ホーム屋上等の防水事業。地域活性化きめ細かな臨時交付金事業ということで、金額が870万円。同じく翌年度繰越額が870万円で、財源内訳については未収の特定財源ということでの国庫支出金でございます。

次に8款土木費2項道路橋梁費、狐塚橋・亘中東橋橋梁架け替え等事業ということで、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業でございます。金額は9,100万円。翌年度繰越額が同額の9,100万円。財源については未収特定財源の国庫支出金7,482万2,000円。そのほかに一般財源ということで1,617万8,000円でございます。

次に8款土木費4項都市計画費、逢隈公園整備事業197万7,000円の内訳でございますが、翌年度繰越額も同額の197万7,000円。財源については一般財源ということでございます。これは未相続分の契約が年度を越すということでございます。

次に8款土木費4項都市計画費、県営街路整備事業駅前大通線整備事業負担金でございます。金額が1,062万円。翌年度繰越が同額の1,062万円。財源については一般財源となっております。

9款消防費1項消防費、全国瞬時警報システム整備事業。金額が755万9,000円。同じく翌年度繰越額が755万9,000円でございます。財源ですが県支出金ということでの未収特定財源でございます。

繰越金額の合計が1億1,985万6,000円。翌年度繰越額が同じく1億1,985万6,000円。財源でございますが、未収特定財源国庫支出金が8,352万2,000円。県支出金が755万9,000円。一般財源が2,877万5,000円となります。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 繰越明許費繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますのでご了承願います。

日程第9 報告第3号 繰越明許費繰越計算書についての件

議長（岩佐信一君） 日程第9、報告第3号 繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは報告第3号、繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

これにつきましても、事業費の額の確定によつての報告でございます。

平成21年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成21年度亘理町繰越明許費繰越計算書でございます。款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳というふうにご説明を申し上げます。

1 款工業用地等造成事業費、1 項工業用地等造成事業費、亘理中央地区工場用地造成事業。金額で1億2,650万円。同じく翌年度繰越額が1億2,650万円。財源内訳については既収入特定財源1億2,650万円でございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 繰越明許費繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますのでご了承願います。

日程第10 議案第42号 亘理町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の件

議長（岩佐信一君） 日程第10、議案第42号 亘理町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の件を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは議案書の22ページをお願いしたいと思います。

議案第42号、亘理町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について、ご説明を申し上げます。

初めに、この条例の制定につきましては平成18年に国が策定しましたIT新改革戦略に基づきまして、宮城県内の電子自治体化推進を図るため、宮城県市町村共同電子申請運営委員会が設置され、県及び県内24市町が共同でシステムを調達及び運

営を行うこととなったものでございます。本町においても、平成22年7月から開始される宮城県市町村電子申請サービスに参加するため、オンラインによる電子申請手続を可能にするため、本条例を制定するものでございます。

それでは条文につきましては第1条から第8条までありますので、朗読をさせていただきます。

第1条、目的。この条例は町の機関に係る申請、届出、その他の手続に関し電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする、ということでございます。第1条について、目的は町民の利便性の向上、そして行政運営の簡素化と効率化というふうにはっきりとうたっている内容でございます。

第2条、定義。この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第1号、条例等。条例及び規則。（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程、地方公営企業法第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）をいう。

第2号、町の機関。地方自治法第2編第7章の規定により置かれる町の執行機関、町の議会、地方公営企業法第7条の規定により置かれる、町の管理者もしくはこれらに置かれる機関またはこれらの機関の職員であって、法令もしくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

第3号、電子情報処理組織。町の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第4号、書面等。書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、副本その他文字、図形など人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

第5号、署名等。署名、記名、自署、連署、押印その他氏名または名称を書面等に記載することをいう。

第6号、電磁的記録。電子的方式、磁気的方式、その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用

に供されるものをいう。

第7号、申請等。申請、届出、その他の法令等または条例等の規定に基づき、町の機関に対して行われる通知をいう。

第8号、処分通知等。処分の通知その他の条例等の規定に基づき、町の機関が行う通知をいう。

第9号、縦覧等。条例等の規定に基づき町の機関が書面等または電磁的記録に記録されている事項を、縦覧または閲覧に供することをいう。

第10号、作成等。条例等の規定に基づき町の機関が書面等または電磁的記録を作成し、または保存することをいう。

第11号、手続等。申請等、処分通知等、縦覧等、または作成等をいう。

次に第3条。電子情報処理組織による申請等。町の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により、書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

第2項。前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する、ということで、この第2項からは今まで書類だけで申請していたものが、この特例によって電子情報処理組織で、インターネットで申請を受けることが適用するという内容でございます。

次に21ページ。

第3項、第1項の規定により行われた申請等は、同項の町の機関の使用する電子計算機に備えたファイルに記録された時に、当該町の機関に到達したものとみなす。

第4項、第1項の場合において町の機関は当該申請等に関する他の条件等の規定により、署名等をするものとしてしているものについて、当該条例等の規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。要するに書類で名前とか名称を今までは記載していたわけでございますが、この電子計算機を利用して申請したものについて、これでか

えることができるというふうな条項でございます。

次に第4条。電子情報処理組織による処分通知等。町の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により、書面等により行うこととしているものについて、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより電子情報処理組織を使用して行うことができる。

第2項、前項の規定により行われた処分通知等について、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定に適用する。

この第2項についても、同じく今まで書類で行っていたのを、今度は電子媒体で、電子情報処理でやった場合でも、これは書類と同じとみなしますよという条文でございます。

第3項、第1項の規定により行われた処分通知等は、同項処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。紙だと、受け取ったということであるわけでございますから、電子計算機の場合はファイルに記録された時に処分とか通知を受け取ったというふうにみなすという条文でございます。

第4項、第1項の場合において、町の機関は当該処分通知等に関する他の条例等の規定より署名等をするものとしてしているものについて、当該条例等の規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であって、規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる、という内容でございます。

第5条、電磁的記録による縦覧等。町の機関は縦覧等のうち、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により、書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項または当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

第2項、前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等書面により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用するものでございます。

第6条、電磁的記録による作成等。町の機関は、作成等のうち当該作成等に関する

る他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

第2項、前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した、作成等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

第3項。第1項の規定において、町の機関は当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であって、規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

第7条、手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表でございます。

町長は、町の機関が電子情報処理組織を使用して行わせまたは行うことができる申請等及び処分通知等、その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法、（その他の方法というのは町の広報等でございます。）により公表するものとする。

次の26ページ。

第8条、委任。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則、施行期日。

1項、この条例は公布の日から施行する。

2項、亶理町行政手続条例の一部改正。亶理町行政手続条例（平成8年亶理町条例第13号）の一部を次のように改正する。第8条第1項ただし書中「添付書類」の次に、「その他の申請の内容」を加える。

第33条第3項第2号中「（前項の書面を含む。）」の次に「または電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

この行政手続条例の一部改正については、今まで書類でなければだめだった申請を、その他の申請の内容というのは電磁的記録またはこういう磁氣的、電子的なも

のでも今度は申請とみなしますよということでの一部改正でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 総務常任委員会で説明を受けた時に、その時点ではわからなかった点についてを含めて質問いたします。

まず1点目です。宮城県市町村共同電子申請運営委員会は、先ほど説明があったとおり県と県内24市町です。この委員会に入っていない自治体、県内では仙台市を含めて35市町村ありますけれども、11自治体はどこですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 今回の不参加自治体でございますが、仙南地区におきましては村田町、柴田町、角田市。次に仙台管内になりますと、松島町、大郷町、利府町、七ヶ浜町、大衡村。黒川管内が松島、大郷、利府、七ヶ浜、大衡でございます。そのほかの町村では女川町、涌谷町、東松島市の11団体でございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） わかれば答えていただきたいんですけども、参加していない自治体はどうして参加していないのか。インターネットも含めて整備が不十分なのか、それとも何かその他の理由で入っていないのか。その点がわかれば。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 参加につきまして、それぞれの自治体、県内の仙台市を含む35の市町村に県から声かけがあったわけでございます。まず一番大きな理由は、当初のこの委員会をつくる時の立ち上げの時に、経費が約4億円ぐらいかかるということでございましたので、2分の1が県の負担、残りが参加する市町村の負担ということでございましたので、やはり費用対効果を考えた場合に、財政的な負担が大き過ぎるんじゃないかということで、委員会のほうでは現在考えております。

もう一つはインターネット。要するに各家庭にあるインターネットを介して申請をするということでございますので、まだ光回線の敷設されていない区域が県内でも数多くあります。本町におきましては21年度内に吉田地区と荒浜地区が光回線を

利用できるように、NTTのほうで配慮していただいています。そういうことから3月末までに吉田と荒浜地区の公共施設に町のインターネットを全部光回線に敷設替えをしております。ADSLでは非常に遅いものですから、例えば財務会計の伝票を1枚きるのにも非常にアクセスに時間がかかって、できないということで不便をかけていたわけですけれども、それができると。例えば山元町の場合には町が一部負担をして光回線を引いているというようなことで、やはり光回線がないと、この回線はNG1を介して市町村の自治体に直接来るものですから、なかなか厳しいということで、参加しない市町村からはお話を聞いております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 電子申請は利用者にとっても便利だし、インターネットから接続して申請できるという、町にとっても町政の簡素化と効率化につながると、それはわかります。もう1点、この委員会で言いましたけれども、個人情報です。いわゆるプライバシーが漏れることもあり得る。その時のプライバシー保護について、この電子申請を行う際にどのようなことを考えているのかです。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 個人情報の保護につきましては、今回このような条例をつくりまして、県内準則がございますので、これに従いましてほとんどの町村が同じような形で条例の制定をしているところでございます。しかしながらこの委員会の中でも担当者会議と運営委員会がございましたが、データの管理、個人の情報について、各家庭からインターネットを通じて委託されている業者のホストコンピュータのほうに申請データが入ってくると。その時の入ってくるデータについては個人を識別できない暗号化されたデータで入っていくという内容になっております。そういうことから、第三者が個人を特定するデータのやりとりはしておりませんので、識別ができないということになりますと、個人情報保護条例とか保護法に抵触しないということで、確実に安全が確保されるという内容でございます。そして委託業者も、今回の場合ですとNECのほうに一括委託をしたわけでございますが、こちらの回線から互理町に電子申請が町民の方からあった場合には、NG1という専用回線でその会社から互理町の現在5台設置しております町民生活課、税務課、保健

福祉課、総務課、企画財政課の端末機に来るようになっております。ここの中でもそれぞれ、委託されている業者からと本町の入り口ではファイアウォールという外部から侵入されないセキュリティーを確保するために、完全な体制でデータがやりとりできるようになっております。そういうことから、ほとんど情報についてはそれぞれの自治体と電算メーカー以外は個人を識別できないということで、保護条例の文言については盛り込まなくても問題が出ないということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありますか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 今の説明の中で、実際に具体的な事務がどのように変わるのか。住民はどのような申請がこれに該当して、どのように便利になるのか。目的はわかります。それで住民からすればどのようなメリットがあるのかということ。それで、このような方法が出てくるのであればどのように住民に対して周知するのか。皆さんだけわかっていて住民はわからないという。情報処理しますよと、こんなに便利なことになるのであれば住民にどのように周知するのか、それらについて。

もう一つは電子情報処理組織というのはどのようなものなのか。さっきの11団体を除いた分が組織なのかなという感じもしますけれども、これらについて説明してください。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） まず1点目の、具体的に事務が簡素化されるとか、便利というかメリット、住民への周知のところの第1問目についてご説明申し上げます。今回の電子申請の手続の導入に関しましては、やはりいろいろな各種にわたりました各課の申請関係について幅広くやることによって、町民の方々が非常に便利になると。家庭で申請ができるということでございますが、やはりその中でも内部でも3回ほどの打ち合わせ会をやったわけでございますが、鈴木議員さんがおっしゃるように、メリットがないものについて無理して導入して、かえって時間をかけてやる必要はないんじゃないかということもございまして、宮城県内では今回参加する団体については19目を重点手続項目ということで掲げさせていただきました。本町においては各課との協議の中で9項目でスタートしたい。要するにこの電子申請が

できる方法としては3つの方法があるわけでございます。まず1つにつきましては、町民生活課での住基カードのカードがないと申請ができないというのは、個人を確実に判断することができない申請。例えば住民票とか、身分証明書の交付申請書とか、税の証明、そういうものについては住基カードがないとこの電子申請ができない。デメリット的には窓口に来て書類を書く手間暇がかからないだけで、交付と例えば住民票をもらう場合には手数料がかかります。それは窓口に来て証明書とお金を支払うというのがあります。そうすると町民の方にメリットはないんじゃないかと。ただ支所、または役場に来て書く申請だけが軽減できて、今の場合には町民生活課も各支所も待たせる時間が非常に短いと。そういうことからするとメリットではなくデメリットになってしまうんじゃないかと。そういうものについては県では導入予定でございますが本町では今後検討すべきじゃないかと。しかしながら試行的にやるのも必要なので、1項目ぐらい考えたらいいかというのを、内部の打ち合わせの中で考えております。そういうことから、今回9項目ということでメリットがあるものについては、例えばふるさと納税の申し込み。これは申し込みをしていただきますとうちのほうの担当課でご連絡をして、現金ですかそれとも振り込みですかというふうにやる関係ですから、非常に便利だと。または犬の死亡届について。これは大体犬の死亡届については鑑札を紛失しましたというのであれば一方的に届けるだけで終わり。あとは公文書の公開請求。公開請求はやはりネットで利用することによってそれが妥当かどうかというのを判断して、すぐに行政手続法に基づいてそれがいいかどうかということを知ることができるということで、これについては非常に公開制度の中では利便性があるんじゃないかと。あとは市町村長へのご意見。出生連絡票というのも今は、はがきを使っておりますけれども、これについても報告だけということでございますから、これも住民の方にとっては便利じゃないかという、単純に届けばいいというふうな関係で、あと介護保険が3項目ありますけれども、それらをやって、7月の広報でこういうふうにご家庭から簡易なものについての電子申請が始まります。今後については順次やる予定になっておりますので、これは県内の動向を確認ながら県内統一した形で進めてまいりたいというふうにご考えております。

あと第2点目の電子情報処理組織ということでございますが、これについては第

3項の中に電子情報処理組織とは、ということで、町の機関に使用する電子計算機ということでの、通信回線を接続したパソコン等を総称していっているということをお願いしたいわけでございます。今、本町においてはほとんどのパソコンには、この電子申請の受けはできませんけれども、インターネットでメールとかそういうものができるような回線になっています。そういうことで、よろしく願います。以上です。

議長（岩佐信一君） 9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 各種証明の発行とかそういうものには、これはできないんだということですね。住基カードが必要だから。いろいろ不便を感じる場所があると。やっぱり町民からすれば、今の証明書の発行とかいろいろなものが、窓口に来ないでとれるということが一番のメリットだと。これに対する町の費用というのはどれくらいかかるか。費用対効果と財政で言っているようだけれども。言っているのはふるさと納税とか犬の死亡、あと何か9つあるけれども、我々からすれば件数も少ないし、それだけの需要がないような項目ではないかと私は思います。それに手を突っ込むのにどれくらいの費用がかかるのかわかりませんが、いずれやろうとする証明書とかには相当ハードルがあるんだと。そういう事務の選択というのはいかなるものかと私は思うんです。どういう結果でこういうことになったのかわからないけれども、どのくらいの費用がかかるのかも私はわかりません。その点将来の見込みがどうなるのかもわからない。そういうものに手を突っ込んでいくわけだ。初期投資がどのくらいかもわからないし、人的負担もどのくらいかわからない。その点、返ってくるものはどうなのかと。そういう手のかけ方というのは、皆さんの選択肢の中で本当に十分選択してこういうものに手をかけるのかと。その辺について、町長でもどちらでもいいので願います。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） まず経費でございます。やはり経費が膨大にかかったのでは、鈴木議員さんがおっしゃるとおり意味がなくなりますので、今回の導入に関しましては1カ月1万5,100円の委託料という形で本町が負担するわけございまして、今回は5年間の契約ということでございまして、互理町は年度途中からスタートする関係で、60カ月分じゃなく55カ月分ということで、今回この事業に参加す

ることによって96万3,058円を5年間で負担するという内容でございます。そういうことから、今おっしゃるとおりに証明関係が自宅でとれるようにするためには、代金の決済等が当然必要になります。そういうことから、本町の税務課などではインターネットの購買も昨年度からスタートしております。そういう意味から決済をインターネットを介してやるとなると、クレジット会社等の支払いでやるような形になるのかなというふうになりますと、やはり今後の調整が必要だということで、導入は一つの足がかりでございますので、やはり導入をして、できるだけ町民の方がわざわざ出向かなくてもある程度の証明とか申請、証明書等をとれるような内容で取り組んでいくというふうな運営委員会の中身でございますので、今後それらに向けて、町としてもいろいろとご意見を申し上げさせていただきながら、できるだけ多くの業務がやれるようにしていきたいということで考えております。以上です。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 前向きに検討するということはいいんですけども、やっぱり経費が100万円でも、事業を選択するということは、結果的にはみんなが楽になればいいんですけども、職員の方々がこれに対していろいろな負担が出てくる。町民はまだまだ何だかわからない。そのような事業を展開するということは、仕事としてもうちょっと選択する分、手をつける分にまだまだ余地があるんじゃないかと私は思うんです。これからもっともっと項目をふやしてやっていくのかもしれないけれども、それよりも私はあの辺に自動交付機なんかをポンと簡単においてやれるとか、スーパーに自動交付機があつたらいつでもとれるとか、そういういろいろな考え方が出てくると思うんです。こういうことをやるというのもいいんですけども。その辺、将来に向かって担当のほうでも検討していただきたいと思います。終わります。

議長（岩佐信一君） 答弁は必要ですか。

9 番（鈴木高行君） 要らないです。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。18番島田金一議員。

18 番（島田金一君） 今の鈴木議員が質問したことと同じようなことになりましたが、参加しない市町村をメモしてみますと、私たちが入っている仙台南圏がほとんど入って

いないということは、この経費とか何かで入らないんじゃないなくて、何かのグループとか、業者が違ふとかシステムが違ふとかという形で入らないのか、その辺をもし知っていれば教えてもらいたいと思います。

あとこのシステムはよくいうクラウド方式ということで認識していいのか、また別な方式なのか。その2点。

あともう一つは住基カードが必要だというふうになれば、相馬市では住民票とか何かをコンビニでとれるということで、住基カードを無料で住民に、必要な方には配布したという手続もあったんですが、その点、3点の考え方を。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） まず参加しない11市町村につきましては、今後検討中ということで、平成18年にスタートしておりますので、やはり今後県内一斉にやるということでございますので、いろいろな諸所の事情はあるかと思っておりますけれども、そこら辺については県が調整役に入っておりますので、恐らくこれからの時代に合うような形で参加してくるんじゃないかというふうに私のほうでは見ております。

2点目のシステムに関しては、私もこのシステムの研修には行っておりませんので、大変申し分ありませんけれども担当者によく確認をして、その件については回答させていただきたいと思っております。

3点目でございますが、先ほどコンビニエンスでも今は発行しているという事例については十分承知をさせていただいております。先ほどの鈴木議員さんからのお話でも自動交付機とか、そういう方法についても事務改善のほうで検討させていただいているところでございます。しかしながらやはりなかなか、手ごろと言うと語弊がありますけれども、やはり町民の方が手ごろというか一番いいのは、自分の家庭で、今は大分インターネットの普及がされておりますので、家庭でできるというのが一番若い人たちが期待しているんじゃないかなということでございまして、決してコンビニエンスとか、24時間いるところを視野に入れていないわけではございません。しかしやっぱりもう少し検討、研究する必要があるんじゃないかということで。情報については十分に承知させていただいているところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 個人的には今、個人のメリットということがありますが、もう一つは、この中でこれがポイントだと思うのは、企画財政課の17番から施設の使用許可等が17番から19番くらいまでですが、あともう一つは企業が入札する28番、29番、40番がことしの7月以降再検討という形になっております。各県、ちょっと大きい市はこの申請をもう実行していますので、ここまで互理町はスムーズに採用の予定になっているのかどうか、その辺、計画があるのかお聞きします。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 今、申し上げていただいた資料につきましては、今後内部のほうで検討させていただきたいというふうに考えております。あと38番以降の工事関係の申請についても、県内の参加されている24の市町の中で2団体が7月からIDパスワードということで、1回、空メールを送ってID番号をもらって、申請できるという形でスタートするようでございますので、この自治体の実施状況を確認しながら、本町の場合だと来年の1月から始まるわけでございますので、それらについても検討させていただきたいと思います。以上です。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） もう一つ。これは情報公開のほうなんですけど、公文書公開請求。これはもちろんすぐにでもやってほしいんですけど、文書管理。私は前から文書管理を電子管理の形に整えたらどうだということずっと提案していたんですけど、そういう形は、決済文書あといろいろな文書を、個人名が入っていない文書であればいつでも申請があったらこういうふう引き出し、閲覧できるというふうなシステムが、今ほかの市町村ではずいぶん始めております。これは申請方式を主にしているんですけど、そこら辺も準備などを進める考えはございませんか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 文書関係につきましては、以前に電子化という話もございました。ただ、一部先行した市町村もございますけれども、経費の面、その辺まだ検討しなければならない点が多いです。今のところはまだ出発の段階には入っておりません。県内市町村いろいろ当たってみますけれども、恐らく余りないと思うんです。全国的にどうであるか、ちょっと調べさせていただきまして、検討させていただきたいというふうに思います。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。13番山本久人議員。

13番（山本久人君） 先ほど鞠子議員の答弁の時に財政課長が、光でないちょっと厳しいという話だったんですけども、私は数年来、e-TAXのほうで電子申請をやっている、うちは光ではなくて、光より遅いADSLというやつなんですけれども、別にふぐあいとか不都合を感じていなかったものですから、恐らく多分、このIDパスワードぐらいまででしたら、一部の携帯電話でも可能だと思うんですけども、その辺、何が何でもこんなものに光を使うというのは、ちょっとおかしな話だと思うので、確認したいと思います。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） あくまでも電子申請について、光でなければならないということではなく、スピードというのもやはり非常に大事なものですから、光回線が一番いいんじゃないかということでありまして、ADSLがだめだとか、そういうふうにお話を申し上げたのではないので、答弁の仕方が悪かったようですので、お許しをいただきたいと思います。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） そうしますと先ほどの答弁は財政課長個人の判断ということで県の指導とかそういうことではないということですね。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） あくまでも通信回線の使用については、光でなければならないとか、ADSLでなければならないとか、そういうふうな制限は一切ございませんので、インターネットが可能であれば、どの方式でも大丈夫でございます。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第42号 互理町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する

る条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号 亶理町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第43号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件

議長（岩佐信一君） 日程第11、議案第43号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（日下初夫君） それでは議案書の27ページをお願いいたします。

議案第43号、亶理町町税条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

今回の改正は地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う改正でございます。改正に当たりましては総務省からの準則に倣いまして改正を行ったところでございます。

亶理町町税条例の一部を改正する条例。亶理町町税条例の一部を次のように改正する。

なお、内容については新旧対照表の17ページを参照しながら、一部改正の要点の5ページにより説明を申し上げます。

最初に第19条、納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金については、第1項各号以外及び同項第2号、並びに第3号までは、地方税法第321条の8、これは法人の市町村民税の申告納付の規定でございますが、これにおいて第5項、生産所得が削除されたことにより、第24項、27項、28項をそれぞれ5項ずつ繰り上げする改正でございます。施行日は平成22年10月1日でございます。

第31条、第3項均等割の税率については、地方税法第312条第3項第2号、これは解散法人の場合ですが、この号が削除されたことに伴い、「第1号の2」を「第2号」に、「第1号の3」を「第3号」に、「第3号」を「第4号」に、号ずれの改正でございます。施行日は平成22年10月1日でございます。

第36条の3の2については、子ども手当支給による年少扶養控除の廃止に伴う新設条項でございます。個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書についての規定でございますが、個人住民税は扶養親族数に応じて非課税限度額の判定基準があるため、その制度を活用するためにも年少扶養控除の廃止後も市町村が扶養親族に関する事項を把握できるようにするための措置でございます。施行日は平成23年1月1日でございます。

第36条の3の3についても、新設の条項でございますが、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について規定した条項でございます。内容については前条、これは36条の3の2ですが、前条と同様でございます。施行日は平成23年1月1日でございます。

第48条、法人の町民税の申告納付でございますが、第1項から第4項までについては地方税法第321条の8、第5項生産所得が削除されたことに伴い、第24項、26項、27項、28項、29項を、それぞれ5項ずつ繰り上げる改正と、第3項において「本項」を「この項」改正する字句の訂正でございます。施行日は平成22年10月1日でございます。

次のページ。

第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續であります。第2項及び第3項についても、地方税法第321条の8、第5項生産所得の削除に伴い、第24項、28項をそれぞれ5項ずつ繰り上げる改正と、第3項において「本項」を「この項」に改正する字句の訂正でございます。施行日は平成22年10月1日でございます。

第54条第6項、固定資産税の納税義務者等については、地方自治法において地方開発事業団が廃止されたことに伴う改正でございます。施行日は地方自治法改正法の施行日でございます。まだ法律は成立してございません。

第7項については地方税法施行規則第10条の2の10が追加になったため、条ずれの改正でございます。施行日は平成23年1月1日でございます。

第95条については、たばこ税の税率の改正でございます。マイルドセブンなどの旧三級品以外の税率を1,000本につき現行の3,298円から1,320円引き上げて、4,618円とする改正でございます。1箱当たり国税、県税、町税の合計で70円。1本当た

り3.5円の引き上げとなるわけでございます。施行日は平成22年10月1日でございます。

附則第16条の2、第1項についても、たばこ税の税率の特例でございまして、若葉、エコー、シンセイなどの旧3級品の税率を1,000本につき現行の1,564円から626円引き上げて、2,190円とする改正でございます。1箱当たり国税、県税、町税の合計で33円、1本当たり約1.7円の引き上げとなります。施行日は平成22年10月1日でございます。

附則第19条の3については、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例の新設でございます。上場株式の税率については、平成20年の税制改正により、平成23年12月31日までは軽減税率10%が適用され、平成24年1月以降、町民税は平成25年度課税分からでございますが、20%の本則税率に改正になったところでございます。

今回の改正において、本則税率に対応して非課税口座内の小額上場株式等に係る非課税制度を導入する改正でございます。内容については平成24年から26年までの3カ年の間に開設された非課税口座内の小額上場株式等の配当及び譲渡については、10年以内に限り非課税とする改正でございます。ただし、一人につき1年1口座とし、非課税口座で受け入れる金額は100万円以内。このような改正でございます。施行日は平成25年1月1日でございます。

改正条例の附則第1条については施行期日の規定でございます。

附則第2条については、町民税に関する経過措置でございまして、第1項及び第2項については、扶養親族申告に係る規定は平成23年1月1日以後提出の場合に適合する規定でございまして、施行日は平成23年1月1日でございます。

第3項については、所得税法における年金受給者の扶養親族申告書についての読替規定でございまして、平成23年分のみでございます。施行日は同じく平成23年1月1日でございます。

第4項については、非課税口座内上場株式等の規定は平成25年度以後の住民税に適用する規定でございまして、施行日は平成25年1月1日でございます。

第5項については、法人の解散に関する規定でございまして、平成22年10月1日以後に解散する場合の法人町民税について適用する規定でございます。施行日は平

成22年10月1日でございます。

附則第3条については、町たばこ税に関する経過措置の規定でございます。

第1項については、改正前、これは平成22年10月1日でございますが、この改正前のたばこ税は従前の例による規定でございます。

第2項については、手持品課税の規定でございまして、平成22年10月1日前に売り渡し・消費等が行われた製造たばこを平成22年10月1日に販売するために所持する卸売販売業者等に対し課税する規定でございまして、税率は新税率と旧税率の差額でございます。旧3級品以外については1,320円。旧3級品については626円の差額でございます。

第3項については、手持品課税の対象となるものは申告書を平成22年10月1日から起算して1カ月以内に提出しなければならない規定でございます。

第4項については、手持品課税に係る税金を、平成23年3月31日まで納付しなければならない規定でございます。

第5項については、手持品課税の場合も延滞金や課税標準・申告納付等の手続は通常の課税の場合と同様の規定でございます。

第6項については、手持品課税された製造たばこが返還された場合の還付の規定でございまして、施行日はいずれも平成22年10月1日でございます。

以上で議案第43号についての説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 子ども手当支給に伴う15歳以下の年少扶養親族に対する扶養控除の廃止。同じく高校の授業料無償化に伴う16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の廃止ですが、対象者は何人になっているのか、まず答弁をお願いいたします。

なお、特定扶養親族に対する扶養控除の廃止については、昨年の総選挙での民主党のマニフェストには入っていません。これだけは言っておきます。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） まず今回の子ども手当支給による扶養控除の廃止。今の段階で扶

養というのは4段階に分かれています。0歳から15歳まで、それが年少扶養です。この分が廃止になりました。それで16歳から22歳まで、これは特定扶養です。一般扶養に上乘せしています。その理由は高校と大学の費用負担が増加するという理由です。大学を卒業して23歳から69歳までは一般扶養。要するに青年扶養控除です。それで70歳以上は老人扶養。今回の税制改正の子ども手当支給に伴う改正で、0歳から15歳までは子ども手当支給に伴いまして廃止です。この廃止の実人員は、平成22年度課税ベースで申し上げますと4,892名でございます。

高校授業料無償化に伴いまして特定扶養控除の上乗せ分の廃止、これの該当者が16歳から18歳までで、1,736名というような人員でございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） わかりました。この扶養控除ですが、年少扶養親族と特定扶養親族の扶養控除廃止に伴って、町としては税収はどのくらいふえるんですか。町税についてです。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） これも今年度ベースで申し上げますと、単純に扶養親族が削除、廃止になった額、掛ける人数。それで住民税は一律10%課税なものですからこれを掛けますと、年少扶養控除で1億6,140万円。特定扶養控除で2,080万円。合計で1億8,220万円。ただこれは単純に計算しただけでございます。それで税は、あくまでも所得と所得控除があります。所得よりも所得控除が多ければ非課税になります。所得控除が一人減らされても所得控除のほうが多いと。頭から所得控除が多いという方は、前から非課税です。だから今回は単純にこのような額掛ける人数、その10%と計算した額。だから税額よりも影響額という表現をしたほうがいいかと思えます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第43号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午前11時46分 休憩

午後0時57分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第44号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例の件

議長（岩佐信一君） 日程第12、議案第44号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは議案第44号亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

亶理町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

なお、内容につきましては別紙新旧対照表の26ページを参照しながら、同じく別紙でございます一部改正の要点の最後のページになります8ページを使ってご説明申し上げます。

それでは改正の要点の8ページでございます。

まず初めに、第3条でございますが、国民健康保険の被保険者に係る所得割額でございます。改正の内容につきましては「100分の5.60」を「100分の7.60」に改正

するものでございます。

第4条でございますが、これは資産割額でございます。「100分の19.10」を「100分の20.00」に改正するものでございます。

第5条、均等割額でございますが、2万3,000円を2万4,000円に改正するものでございます。

第5条の2、第1項、第1号及び第2号につきましては、世帯別平等割額でございます。特定世帯以外の世帯につきましては2万1,000円を2万3,000円に。特定世帯につきましては1万500円を1万1,500円に改正するものでございます。参考までに特定世帯でございますが、二人で国保世帯に加入しておりましてどちらか一方の方が後期高齢者医療制度のほうに移った場合、残された方の分の世帯平等割を2分の1ということで5年間軽減するという内容のものでございます。

続きまして第23条、第1項、第1号から第3号までにつきましては、国民健康保険税の減額の規定でございます。均等割額及び平等割額がそれぞれ引き上がることに伴いまして、減額される額も同様に引き上げになるものでございます。

初めに7割軽減額でございますが、均等割額が「1万6,100円」を「1万6,800円」に。平等割額につきましては、特定世帯以外で「1万4,700円」を「1万6,100円」に。特定世帯につきましては「7,350円」を「8,050円」にそれぞれ改正するものでございます。

続きまして5割軽減額でございますが、均等割額につきましては「1万1,500円」を「1万2,000円」に。平等割額につきましては、特定世帯以外が「1万500円」を「1万1,500円」に。特定世帯につきましては「5,250円」を「5,750円」にそれぞれ改正するものでございます。

最後になりますが、2割軽減額でございます。均等割額につきましては「4,600円」を「4,800円」に。平等割額につきましては、特定世帯以外で「4,200円」を「4,600円」に。特定世帯につきましては「2,100円」を「2,300円」にそれぞれ引き上げ改正するものでございます。

施行期日につきましては公布の日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議

員。

3 番（鞠子幸則君） 基本的なことをお伺いたします。

国民健康保険税を決める際に、まず一つは前年度の決算見込みですね、そして医療費の見込み。所得割、資産割、均等割、平等割で健康保険税を決めて、それを踏まえて国保支出金や基金の状況を踏まえて、歳入が不足した場合は保険税を改定する、引き上げざるを得ないこともあり得る。同時に毎年国民健康保険税を引き上げますという政策判断は、今もありましたけれども、決算とか医療費とか国保税の状況などを踏まえて、初めから毎年引き上げますというふうな政策はとれないと私は思いますけれども、それはいかがですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 議員さんのおっしゃるとおり、基本的にはその年その年での不足額、所要額に応じて改正をするものであると考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 3番鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 引き上げる際に、引き上げざるを得ない、いわゆる応納割ですね。応納割というのは所得割と資産割。応益割というのは均等割と平等割です。今回医療の場合、応納割が2009年は51%、2010年は55%ですから、引き上げをする際に応納割を実質は上げた。これは引き上げる時に所得の低い人には負担を軽減して、所得のある人には応分の負担をお願いすると、これは税制の累進課税の大原則からいって、今後引き上げる場合は、所得の低い人にはなるべく負担を軽減するということを、私は考え方として、行う必要があると思うんですけれども、その点はいかがですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 同様に考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 3番鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 今回の引き上げた場合の基金残高は2010年末現在見込みですがけれども、これは県の基金、借入分を除くと、6,299万8,000円になります。2008年は7,898万7,000円。2007年は1億7,249万円です。ですから、基金の残高だけを見ると、引き上げたからといって国保財政が好転するというふうには私は見えないので

す。依然として国保財政は厳しいという見方をしているんですけれども、その点はどうかということ。

もう1点目、今、多くの自治体で6月議会が開かれておりますけれども、終わった自治体もあります。6月議会前に全員協議会で保健福祉課から提出された資料です。保健福祉課で調べたところによりますと、今年度値上げを予定している自治体は、岩沼市、角田市、柴田町、村田町。すでにもう引き上げを決めたところは山元町。今年度引き上げをしないのは、大河原町、白石市。ただ白石市は2年前の2008年に引き上げているんです。ですから今回は引き上げをしないと。これを見ますと、ほとんどの自治体が国民健康保険税を引き上げざるを得ない事態に陥っているということです。これは何を意味するかというと、1958年に国民健康保険税ができて以来、かつてない財政危機に陥っているということです。もう自治体ではこの国保財政の財政危機を打開することは不可能だというふうに私は思います。やっぱり根本は、国が1984年に老人保健法ができた時の、亶理町でいえば国保の収入に占める国保支出金の割合は46.3%だったんです。それが決算見込みで2008年には24.8%。半分に減っているんです。ですからこの国民健康保険の財政危機を本当に打開するためには、国が抜本的な財政支援を行わない限り、もう自治体では無理だというふうに私は思いますけれども、その点はいかがですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） まず1点目でございますが、確かに引き上げをすれば必ず財政が裕福になるというふうなことではないと思いますが、いずれにしろ不足する所要額分については引き上げざるを得ないということで、今回についてはぎりぎりのところでの改正を考えさせていただいたということでございます。

それから2点目につきましては、私も議員さん同様、国の抜本的な改革が必要であるというふうに考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。19番安細隆之議員。

19番（安細隆之君） この国民健康保険のいわゆる所得割、資産割、均等割、平等割とあるわけですが、その資産割以外の項目については理解するんですが、資産割の資産というのはどのようなとらえ方をしているのか、説明をお願いします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） あくまでも現在は4税課税ということでしておりますので、その一つの応納の分の1項目というふうなとらえ方を、現在のところはしておりません。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 固定資産税を基に試算をしております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 今、固定資産税を基にという話でありますけれども、いわゆる資産というものは、本来、宅地であれば収益を生まない資産かなと思いますし、ほかの農地とか、あるいは貸し借りをしながら事業としてやっている場合は利益を生むわけですけれども、ただ利益を生んだ場合は個人とすれば間違いなく個人の利益となって所得となるわけです。そうであれば本来の所得割、資産割部分の資産については、本来は所得割の部分で十分に対応できると思うし、その資産割の考え方というのは本来、国民健康保険税の部分については、なくすようにするべきではないのかなと考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） まずもって現在、資産割を外しております3税方式をとっておりますのは、保険税でやっているところではまだ数が少ないというふうな現状がございます。ただ今後につきましては、今、お話しいただいた内容も検討しながら、今後改正する場合については検討させていただきまして、ご相談、ご説明させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 19番安細隆之議員。

19番（安細隆之君） すばらしい、前向きな話なのかなと思うんですけれども、資産割の分については今後検討するという事なんですけれども、いわゆる検討するという事は、資産割の部分をなくす方向でやるという判断のとらえ方でいいのかなと私は思うんですけれども、その部分とあわせて今後、資産割の部分を互理町の場合はまだ継続しているんですけれども、県内の町村によっては、なくしている部分もありますし、方向として資産割の部分をなくす方向としての動きはあるのか、ないのか、あわせてお願いします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） まだはっきりしているわけではございませんが、今後においては県単位での考えを持っているようでございます。その際につきましては当然統一した税率というふうなことになるかと思いますが、資産の価値がその地区によってかなり差があるというふうなこともございますので、その際にはもしかしたらなくなる方向になるのかなというふうには思っておりますが、具体的なことについてはまだ示されておられませんので、何とも言えませんが、もし広域的なことを考えないで互理町単独ということで考えますと、一気にこの資産割をなくしますと、所得割のほうに一気に負担がかかるということもございますので、その広域的なことを除いた場合でご回答を申し上げますと、なくす場合についても一気にということではなくて、徐々に税率を改正していくというふうなことになるかと思いますが、以上でございます。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。13番山本久人議員。

13番（山本久人君） 本来であれば、ことしの値上げ幅というのは、昨年値上げができなかったものですから大分大きな値上げ幅、例えば山元町のように3割アップみたいな値上げ幅になるところを、町長のご英断といいますか皆様のご活躍によって、このように値上げが抑えられたというのを、周知されるのかどうか。あと、たまたま今回は町の特別な施策によって値上げ幅がこのようになったけれども、このままいくと、来年以降、値上げは回避できない状況なんだというのを、私も含めて、やはり町民一人一人に理解していただかないと、と思いますので、改めてまた具体的に、どうしても値上げと言うと町民の反発があるかと思うんですけれども、その辺の理解ですね。私もなかなか国保については理解するのに長年かかっているんですけれども、その辺についてお伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 今後の国保財政の状況につきましては、広報、各戸へのチラシ、そういったものを使いながら周知の徹底を図ってまいりたいと思います。また、関係のある会議等で、町民の方が集まる席で、現状については説明をしていきたいと考えております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 13番山本久人議員。

13番（山本久人君） 最初のほうのあれで、やっぱり本来であれば町が負担しなければ、

または県からの借入れがなければ、この値上げはこんなものでは済まなかったんだよと。本来の国保改定の趣旨からいえば、値上げは去年の値上げ幅にさらに上乘せされた額だったんだらうというのを、私はお知らせしたほうがいいのではないかなと思うんですけれども。どうしても、納付書を送られてきた時に値上げだという反発が来るかなと思うんですけれども、何で値上げなのかというのを一人一人が考えて、例えば年率1割前後の医療費の値上げでしたら、病院にかかるなということではないんです。一人一人がせめて、10回のうち1回減らそうと。毎日通っているんだったら1日やめようという感覚がないから、ずるずると。これは町民全体が考えるべき話だと思いますので、その辺を含めた周知といいますか、そういうものに関しましてご答弁いただきたいと思います。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 議員さんの今のご質問の内容のとおりだと思います。ただ、なかなかその表現の仕方が大変難しいのも現実でございます。これまた今のご質問にありましたとおり、そんなつもりは全然なくても、ちょっと言葉を間違えてしまうと、「死ねというのか」とか、あるいは「病院に一切行くなというのか」というふうなおしかりの言葉をいただくのも現実でございます。その辺で、文書的なものにつきましては十分考えさせていただきまして、医療費の抑制とか、そういったことも含めて、今後とも周知のほうを図りたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 13番山本久人議員。

13番（山本久人君） さらに医療機関に対して、町のほうの医療に関していろいろご協力をいただいているという面でなかなか福祉課長さんも言いづらい面があるかと思いますが、支出の面で、レセプトの点検ですか、そういったものであるとか、あとジェネリックを使いたくないというのはどういう理由なのか。売上げのためなのか。それとも町の財政が大事なのか。町でやっているお医者さん、薬屋さん、そういうところに、こういう状況なんだと。町民も本当に限界に近いところまできているんだと。たまたまことし、こういう形で値上げ幅は圧縮されましたけれども、来年以降厳しいんだということで、ぜひご協力いただけるようにお知らせいただければと思います。答弁は結構です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 過日、全員協議会で担当課のほうから今回の改正について説明を受けました。その中で今回の引き上げの率を算定する場合の算定基準となったもの。どのようなものを基にしてこのような税率にはね返ってきたのか、それらを述べていただいて、今後も多分、先ほどは鞠子幸則議員が聞いたように、毎年毎年税率改正を頭の上において国保会計を運営していくのかと言われた時には違うと言いましたけれども、実際には経済の状況で所得が伸びなかったり、被保険者が少なくなったり、医療費が伸びたり、いろいろな状況でその辺の変動はあると思うんだけど、本当に基礎的な算定基準、自分たちの努力した基準、そういう面で今回の税率の幅についてどのような算定でこれをもってきたのかという内容をお話ししてください。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 議員さんのご質問の答えになるかどうか、ちょっとわからないんですけども、今回の算定の基準につきましては、まずもって前年の医療費の伸びから、ことしの伸びについて想定した数字を求めまして、それから例年どおりの算定基準がございますので、諸収入ですとかそういったものを引きまして、最終的にその医療費の見込みから諸収入を引いて、不足する分について所要額ということで、それから割り戻したということになるわけなんですけれども、今回につきましては1億8,000万円ほど一般会計のほうから法定外繰入をしているというふうなことで、それを差し引いた上での計算ということでございます。また今回につきましては、21年度分につきましては剰余金が出るということが見込まれるものですから、その分でさらにある程度の余裕が出たものですから、その分で今回の率を設定させていただきということでございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 私が言いたいのは、保険税の収入がどれくらいになる、後期高齢者医療の支援金がどれくらいになる、医療費がどれくらいになる、それらを相殺してこれくらいの税率で収入を確保すれば、22年の国保会計は運営できますよと、そういう中身を聞いたかったんです。それを言ってくださいと言っています。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） まず国保税につきましては、一般、退職合わせまして9億8,000万円ほどの収入を見込んでおります。それから国庫支出金とその他の交付金等を合わせまして14億1,800万円ほどの収入を見まして、さらに一般会計からの繰り入れ、これは法定内、法定外含めてでございますけれども、3億6,600万円ほど見ております。そういったものの歳入の合計額が39億500万円の収入を見ております。さらに歳出でございますが、医療費につきましては合計で約27億円の支出を見ておりまして、後期高齢者支援金につきましても約4億円ほど見ております。それから介護納付金につきましても1億9,000万円ほど見ておりまして、そういった歳出合計を合わせまして39億500万円ということで、歳入歳出同額になるわけなんですけれども、その試算のほうでお示ししましたとおり、現行の税率でいきますと、その分で不足額が出てまいりますので、その分の改正率で今回改正をさせていただいたというふうなことでございます。所要額につきましては改正案でいきますと6億5,000万円という数字になりまして、収納率等を掛けまして最終的に5億6,400万円ほどの収納見込み額を見ているということでございます。

議長（岩佐信一君） 9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 私が前に町長に言った時には、法定外繰入はしないと、あの時の答弁はちょっとそういうのがあったんですけれども、今回、法定外繰入が1億8,000万円。岩沼とか仙台市でもやっているからやったらどうですかと、相互扶助の国保なんですからと、そういう話でやらないと言ったんですけども、今回はやるようになった。それはそれなりに姿勢として認めます。ただ今回の、税率が上がる、これは3年、4年連続ですか。そうした場合、常に同じような傾向で上げればいいんだと、被保険者に負担を求めればいいんだと、そういう考えでこういう会計を運営していくと、安易な考えになってしまうんです。不足した分については被保険者に負担を求めると。ただ今回は何を言いたいかという、保険税の収納率を、この算定基準の中で90%に見ていると。ところが実績は95まである。21年の保険税の収納率が。なぜ95を90と見るのか、皆さんの算定基準の物差し。だったら93で見たらどうですかと私は言いたくなる。93にしたならば保険税がどのくらいのアップになって、被保険者の負担にどれくらいの軽減が出てくるか。なぜ物差しを90に置くかということです。そういうところまで協議した結果、この税率の引き上げにもってきたの

か。本当に努力した結果だと思えますよ、95%まで収納率を上げるということは。それは大いに認めます。それをあえて算定基準の中で90にもってくるというのはどうということなのかと聞きたいし、その中でもう少し、3%上げれば、被保険者の負担はもっと下がる。そういう発想に何で立たないのかなど。それとも90に置いて税率を上げておいて、それをストック、基金に持っていくのか、そういう意味合いがあるのならそれでもわかります。言っていることわかりますか。わかりますよね。そこの物差しの置き方なんです。皆さんは90に置いて、その分の5%というのは相当の額だと思います。下げたことによって被保険者にはね返ってくる。そういうものを、物差しはちゃんと正確なところに置いて。努力の結果が出ているんだから。安易な考え、ハードルを下げないという考えに立ってほしいと私は思います。それについて、ちょっとお願いします。どちらでもいいですので。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 今回の収納率の設定につきましては、これも以前にお話ししたと思うんですけども、全国的な収納率そのものが既に90%を切っているということもございまして、現在の社会情勢等々を考えまして、前年も91%ということもございました。あと、予算を設定する時期もございました。そういったこともございまして今回は90%で試算をさせていただいたということでございますが、最終的に今回ご負担いただくようになった金額の設定につきましては、この税率も確かにあるんですけども、先ほど来申し上げましたとおり、剰余金のほうが思った以上に出たということがございまして、その分が余裕ということではないんですけども、そこに幅が持てるようになったということで、今回は設定をさせていただいたということでございます。ただその収納率の設定の仕方でございますけれども、確かに目標を高く掲げればよろしいかと思うんですけども、厳しいところでやる場合につきましては、歳入についてはどうしてもある程度確実な線で、そして歳出につきましてはある程度余裕を持った線ということで設定せざるを得ないということも、ひとつご理解いただければと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今、課長が余裕を持った歳入歳出のバランスを考えていると言うけれども、その先には必ず被保険者がいるということ、わかりますよね。先にいるの

はあなたたちではなくて被保険者がいるんだということ。はね返り、そういうものを常に頭の中に置いて、こういう税率の算定の基礎とか、その数字に物差しを当てていかないと、自分の仕事にも張り合いがなくなるし、相手にも認められない。そういう結果にもつながらないから。常に物差しの正当なレベルで判断すると。安易なレベルを当てない、そういうことをひとつ課長初め皆さんにお願いして、私は終わります。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第44号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第45号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件

議長（岩佐信一君） 日程第13、議案第45号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは議案第45号亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

なお、この説明につきましては、この議案を使ってご説明をさせていただきたいと思っております。

第7条中「第72条の5」を「第72条の4」に改める。

内容につきましては引用する国民健康保険法の第72条の4が削除されまして、「第72条の5」が「72条の4」に繰り下げ改正されたため、合わせまして「72条の5」を「72条の4」と改めるものでございます。

内容につきましては変更等はありません。

附則、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第45号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第46号 亶理町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の件

議長（岩佐信一君） 日程第14、議案第46号 亶理町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森 忠則君） それでは議案第46号、亶理町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

亶理町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の32ページでご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、雇用保険法の改正に伴うものでございます。32ページの中段以降に、14条退職手当の6項がございます。改正前をちょっと読み上げます。

勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば、同法第38条の第1項各号のいずれかに該当するもの、これが一時金が支給されるという内容でございますけれども、改正です、線を引いております同法第38条第1項、この条文が変わっております。この条文が変わっておりますので、本町の条例だけではなかなかわかりづらいものがございます。改正案が第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者という改正でございますけれども、内容的には本町に該当する事例がないんですが、まず改正前では季節的に雇用される者、それと短期間雇用につくことを常態とするもので、1年未満であるものが、この退職手当の一時金のプラスになるという内容の条文でございます。

それを改正では、季節的に雇用される者であって、一つ目が4カ月以内の期間、二つ目が週の労働時間が20時間以上、これらに該当しない者というふうな表現の仕方では法の方は整備されております。そういうことで、この法の整備によって今回の条例もこのように変わるというふうな内容でございます。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行するというふうな内容でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第46号 亶理町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号 亶理町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第47号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件

議長（岩佐信一君） 日程第15、議案第47号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森 忠則君） それでは議案第47号、議案で40ページでございます。

亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

同じく新旧対照表の33ページからご説明申し上げたいと思います。

今回の育児休業の関係の条例の改正でございますけれども、育児休業法そのものが改正になっております。中身的にはいわば子育て支援について、いわゆる子育てをする側に立ったような、支援するような形の法律の整備、それに基づいて条例を整備したというふうな内容でございます。

まず第2条でございますけれども、育児休業をすることができない職員というのがございます。これの中身は従来ですと非常勤職員、それから第2項、臨時的に任用される職員。これが条例規定でございますけれども、これにつきましては法律のほうで整備されたということ。法律のほうで整備という意味は、元々法律で非常勤職員なり臨時任用される職員は育児休業をとれませんという法整備がなされたということでございます。

それから第5号、6号でございますけれども、5号を読み上げます。育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業している職員。これらは育児休業をとれませんよという内容でした。それから6号が前号に掲げる職員のほか、職員が育児休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員。自

分のほかに配偶者なり別の人が養育することができる場合は、職員は育児休業はとれないという項目でございました。これが左のほうでは削除になりましたので、そういう方も育児休業をとることが可能になりましたという内容でございます。

それから、第2条の2、育児休業法第2条第1項ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として、条例で定める期間というのが新しく設けられるようになりました。これは通常、特別の事情がない限り育児休業はとれないということで…、失礼しました。第2条の2は、産後8週間以内に、これは育児休業法では産後パパ育児という名称で皆さんのほうにお知らせしているようでございますけれども、そういうふうな職員は特別な事情がなくても育休をとることができるということで、ここに育児休業法第2条第1項ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間、これを57日間ということで定めたということでございます。

それから第3条、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情といたしますが、通常はこのとおり特別の事情がなければ育児休業はとれないという内容でございますけれども、改正では、次のページに入りますが、第4号の関係でございます。括弧を抜いて読みますけれども、改正前は育児休業の終了後、当該職員の配偶者が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したことが育児休業を再度取ることができる条件だったんですけども、この条件がなくなり、要するに夫婦交互に育児休業をとらなくても、育児休業を再度とることは可能であるという文言が、左側の改正後というふうになります。

それから、第5条関係です。育児休業の承認の取消事由。事由がございまして、これが1と2、ございまして、この取消事由が一つだけになりました。左側の第5条に集約されたということで、職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該の子の親が常態として養育することができること、となったことは、要するに取消事由には当たらないということで、これが消えております。

それから第9条。今度は育児休業でなく育児短時間勤務をすることができない職員でございまして、これの第9条の1号、2号につきましては、先ほど育児休業の時にお話ししたとおりでございます。

第5号、第6号についても先ほど育児休業の関係でお話しした内容で、5号、6号については育児短時間勤務が可能となるということでございます。

次に第10条でございますけれども、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算にて1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情。それにつきましては説明書きが抜けておりますので、プラスしております。

続きまして次のページです。36ページでございますけれども、その中の第5号、育児短時間勤務ということで、先ほども申し上げましたが、特別の理由に夫婦交互に育児休業をとっていたということが条件でございますけれども、それがなくなりました。それが第5号の左側の文言になるというふうにご理解ください。

それから第13条、育児短時間勤務の承認の取消事由。取消の事由の中にありました第1号です。これが取消の事由から外れたと。これは育児休業と同じ文言でございます。

続きまして第17条です。部分休業をすることができない職員については、同じように1号並びに2号については法律で規定されましたので、この分が取り除かれております。それから3号、4号につきましては、育児休業と同じように部分休業も可能になりましたので、改正では削除したという内容でございます。

以上が説明となります。また施行期日が22年の6月30日から施行するというふうな内容でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第47号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第48号 亙理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例
の一部を改正する条例の件

議長（岩佐信一君） 日程第16、議案第48号 亙理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森 忠則君） それでは42ページ、議案第48号亙理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

亙理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

これにつきましても新旧対照表の38ページからご説明申し上げます。

これにつきましても先ほどの育児休業法の改正に伴うものがほとんどでございます。

まず、第8条の3でございますが、育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務ができることをここに書いております。早出、遅出の勤務については先ほどと同じように、配偶者が養育可能である場合にはとれないという趣旨で、今までは条例がなされております。それを改正では養育可能であっても職員本人が早出、遅出を取得することができるという内容に変わりました。

それから第2項でございますけれども、同じように文言がそのままついておりますので、括弧の中の配偶者が云々という文言がついておりますので、第2項についてもその項目を削除しております。

続きまして第8条の4でございます。育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限ということで、改正前ではこの分についての文言の条文がございましたが、改正後、左の2項でございます。3歳に満たない子のある職員が、という項目であった場合、要するに深夜勤務それから時間外勤務をさせてはならないという文言に、改正になっております。

その3項につきましては、その文言に係る文面の修正でございますので省略させていただきます。

以上が職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の内容でございます。施行期日が22年の6月30日から施行というふうになります。以上でございます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第48号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第49号 亶理町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の件

議長（岩佐信一君） 日程第17、議案第49号 亶理町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森 忠則君） それでは、議案第49号亶理町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

亶理町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

これにつきましても新旧対照表の最後のページ、41ページでご説明申し上げます。

これにつきましては第2条の、これは行為制限の特例ということで、職員は次に掲げる場合に限り、給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、または活動することができる。こういう場合に限ってとありますその第2号でありますけれども

も、従来ですと休日それから有給休暇等、自分の休みの期間に団体の職員の仕事ができるという内容になっていたわけですがけれども、改正ではそれにプラス3月議会でお話ししました、月60時間の時間外を超えた場合については時間外勤務代休時間というものがとれるという条例の改正をさせていただいたわけですがけれども、その時間についてもこの職員の団体の仕事に使うことができるという内容の改正でございます。この条例については公布の日から施行するという内容でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第49号 亙理町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号 亙理町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第50号 平成22年度亙理町一般会計補正予算（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第18、議案第50号 平成22年度亙理町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは議案第50号、平成22年度亙理町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

平成22年度亘理町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,344万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億7,044万9,000円とする。

第2条、債務負担行為の補正。債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

第3条、地方債の補正。地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正によるものでございます。今回の補正予算（第1号）につきましては、議員の皆さんもおわかりのとおり、本年は5月に町長選挙が行われるということで、当初予算については骨格予算で編成しまして、経常経費と継続事業のみの予算編成となったところでございます。今回は選挙後の政策的な事業等を盛り込みまして、総額で4億6,300万円相当の事業費の追加ということで、提案するものでございます。そういうことから、今回の予算の説明資料ということで、事業化関係で都市建設課と産業観光課、事業計画書ということで、箇所づけについては説明を省略させていただきますので、こちらの図面のほうに詳細にわたり掲載をしておりますので、こちらのほうをご参照いただきたいと思います。

それでは歳出のほうからご説明を申し上げますので、15ページをお開き願います。

内容が大きいですので、大きな金額だけご説明をさせていただきたいと思います。

初めに、2款の総務費でございます。1項、5目財産管理費1,220万円の追加補正でございます。内容を見ていただきますと、普通財産等の管理経費ということでございまして、今回は町のほうで、やはり普通財産として管理する土地をできるだけ歳入の財源確保をするために、旧ごみ焼却場跡地、約1万2,000平米の土地について、跡地に建物が3棟建っておりますので、それらを解体と、それに伴いましてこの土地につきましてはちょうど東西に、西から東に水路がございますので、これをやはり全体の土地を1筆にして、希望する会社または企業等に売払いをしたいということでございますので、それらの面積確定の測量、あと処分する経費ということで、それぞれ解体経費を含めて計上するものでございます。

その次に3款の民生費でございますが、1項、3目の老人福祉費で4,031万7,000円については、説明欄をごらんいただきますと介護保険施設整備事業ということでございます。19節の負担金補助及び交付金の中の細節で補助金でございます。二つでございます。認知症対応型のグループホームのスプリンクラー設置ということで、本町ではグループホームが小規模ということで補助対象でございますが、悠里の郷、たいじん荘、しんまちがそれぞれございますので、それらの施設のスプリンクラー設置というのは、議員さん方もおわかりのとおり北海道の施設で老人の方が火災で亡くなったという痛ましい事故の教訓で、スプリンクラーの設置が消防法の改正によりまして義務づけされたという内容でございます。基本的には275平米以上で1,000平米未満の既設の小規模施設に該当するという内容でございます。

もう1点は、認知症対応型のグループホームの施設整備事業補助金2,625万円でございますが、これは第4期の介護保険事業計画の中に、3カ年の計画の中に盛り込まれている認知症対応型のグループホーム、ツーユニットの1施設分の補助金でございます。

次のページ、17ページに入ります。

3款、2項、1目の児童福祉総務費で200万円の追加補正でございますが、これにつきましては19節の負担金補助及び交付金の補助金でございますが、4月の中旬に神宮寺地区に認可外の保育施設がオープンしました。名前はちびっこランドということでございますが、そこでの保育事業に対しての運営補助金相当ということで、200万円の追加でございます。

その次に4目の児童措置費でございます。8,005万2,000円の追加補正でございますが、保育園経費ということでございまして、これも補助金でございますが、亘理の街の中、新町のところに、亘理カトリック保育園の新設事業補助金ということで、国のほうで子ども基金を県に配付した基金の中から補助金をいただいて、亘理カトリック保育園に補助をするものでございまして、国の補助金が3分の2ということで、7,115万7,000円、それに町の負担分というのが当然ございますので、事業費相当額の12分の1でございますので、町は889万6,000円。それらのトータルの補助金額でございます。ここについては定員が60名で、23年の4月から開園を予定している事業でございます。

次に4款の衛生費、1項、3目健康増進費339万1,000円の増額補正でございますが、これにつきましては昨年度から行われました女性特有のがん検診の無料クーポン券の配布事業でございます。それらの経費ということで、子宮頸がん検診と乳がん検診。それぞれ子宮頸がん検診については20歳から40歳までの5歳刻み、乳がんについては40歳から60歳までの5歳刻みの対象者に無料クーポン券。あとはそれらの事務経費でございます。

次に19ページをお開きいただきたいと思います。

19ページの6款の農業水産業費でございますが、6款、1項、5目の畜産業費ということで、額は15万8,000円と小額でございますが、畜産振興事業費ということで、今回、口蹄疫ウイルス侵入防止用薬剤等ということで、畜産農家に対して支援をする経費を計上されているところでございます。

次に6目の農地費でございますが、2,489万円の追加補正でございます。説明欄をごらんいただきますと、ため池樋門管理経費から用排水路管理経費、用排水路整備事業費、県営農地整備事業費、ここまでの経費相当でございます。箇所づけにつきましては、こちらの図面のほうに入っておりますので、ご参照をいただきたいと思います。

21ページをお願いしたいと思います。

9目の農業用施設整備費113万3,000円の追加補正でございますが、これについては町単独の農道整備事業1件と公有財産購入費でございます。

次に3項、2目の漁港修築費289万4,000円の追加補正でございますが、これらについては漁港修築事業費県営負担金と、漁港修築管理経費ということで、荒浜漁港湾内の廃船処理事業補助金の経費でございます。

次に8款に入ります。土木費。8款、2項、3目道路改良費8,450万円の追加補正額でございます。説明欄では道路改良事業費ということで5,100万円。これは10路線分です。

次のページにまいります。24ページをごらんいただきたいと思います。

舗装事業費で、8路線で1,750万円でございます。

次に側溝新設改良事業費ということで4路線、1,600万円のそれぞれの追加補正をするものでございます。

次に3項、1目河川総務費1,100万円の追加補正でございますが、河川整備事業ということで、本年は2箇所分で1,100万円を計上させていただいております。

次に4項、4目の公園管理費4,526万1,000円の追加補正でございますが、説明欄で説明申し上げますと、公園管理経費ということで1,600万円。これについては本町の公園関係も、設置してからかなり経過しておりますので、施設をより長くもたせるために、公園施設の長寿命化計画策定業務委託料ということで、国の補助金2分の1を導入して、今年度は800万円で行って、今後は整備計画に基づいて改修等の補助を受けながら対応するという内容でございます。そのほかに鳥の海公園費用対効果調査等業務委託料で520万円。これも大体、前と同じような委託内容でございます。15節は工事請負関係で、不備な点の改修ということで250万円を計上しております。細目の5でございますが公園整備事業ということで、今回2,926万1,000円。これは逢隈公園の事業で、昨年度、国の第1次補正で用地買収の経費を計上して、1件を除いて用地買収が完了しておりますけれども、今年度造成工事ということで国の補助事業を活用して実施するということでの工事請負費と補償費関係の経費を計上しております。これらの事業については55%の補助事業になっております。

5目の街路事業費800万円の追加補正でございますが、これについては駅前大通線、県営街路整備事業の増額に伴いまして800万円を追加するものでございます。町の負担額については全体事業費の1割でございます。

次のページ、25ページをお願いしたいと思います。

1目住宅管理ということで520万円の追加補正でございますが、これも公園と同じく委託料ということで、公営住宅等の長寿命化計画策定業務委託料ということで、520万円を追加補正するものでございます。これも国の補助率45%をいただいて、公営住宅の安全・安心ということでの整備を今後進めるための委託業務でございます。

次に9款消防費、1項、5目防災費5,989万5,000円の追加補正でございますが、これについては防災施設整備事業費ということでございまして、主なものについては15節の工事請負費ということで、今年度は地域防災無線簡易型のデジタル移動無線システムの整備工事でございます。現在使っております移動系の無線システムに

については、来年の5月31日でアナログの周波数については使用期限が終了するという
ことで、今回デジタル化することによって、今後使用ができるということで事業
を行う相当の経費でございます。

次に10款の教育費にまいります。2項、1目小学校費の中の学校管理費2,150万
8,000円の追加補正でございますが、説明欄を見ていただきますと施設整備事業費
ということで、小学校6校それぞれの施設改修費ということで、トイレ等の改修
等々が入っている経費でございます。

次のページ、27ページをお願いしたいと思います。

3項、1目の中学校費の学校管理費1,462万7,000円につきましても追加補正で
ございますが、中学校4施設の施設整備事業費ということで計上させていただいて
いる金額でございます。

次に4項、2目公民館費1,624万8,000円の追加補正でございますが、主なもの
につきましては、中央公民館の経費ということで、工事請負費ということで非常用の
放送設備の設置工事、2階の女子トイレが非常に狭いということもございまして、
男女のトイレを改修して洋式化をするという内容でございます。あと、一番大きな
金額については、現在大ホールの空調設備が故障してとまっているということで、
現在2基しか動いていない状態でございますので、これを改修するというところの
工事費相当額でございます。

次に5目の図書館郷土資料館費200万円の追加補正でございますが、主なもの
については修繕料で150万円でございます。郷土資料館の展示室も、開館してから20
年以上たっておりますので、今回少し模様がえをして改修をするということと、航
空写真等が大変古くなっていますので新しくしたいということでの修繕の経費で
ございます。

次に5項、1目保健体育総務費110万円の追加補正でございますが、逢隈地区で
逢隈柔道場というのが旧逢隈支所跡にあるわけでございますが、その建物につい
ては非常に老朽化が激しく、サッシの建物ではないものですから、昔の木製の窓の
建物でございまして、夜になると毎回のように入審者が侵入しまして、窓ガラスが
壊されたり非常に危険だということで、警察からの指導もございますので、やはり
逢隈柔道場については移転をしていただきたいということでいろいろと小中学校を

当たったわけですが、場所がなく、今回JAみやぎさんの4階のトレーニングルームの一部を逢隈柔道少年のために無償で貸していただけるということでございますので、子供たちがそこはいろいろと段差があったり、柔道をするのにちょっとうまくないものですから、影響する分だけ町も一部負担をさせていただくということで、110万円を補正するものでございます。この建物についてはコンクリートでございますので、この経費の中には柔道のマットを敷いたほかに、下に吸音マットを敷かないと、子供たちが投げ飛ばされた時にけがをしてしまうという状態なものですから、そういう経費も盛り込ませていただきました。

次のページ、29ページでございます。

2目の学校給食費補正額が200万円でございます。これについては学校給食センターについても外壁等の改修ということと、田んぼの中にあるものですから小さい虫が侵入してくるということで、侵入防止、天窓の雨水の吹き込み防止、それらを総合的に改修するというので、200万円でございます。財源の中で特定財源が473万3,000円ありまして、一般財源が273万3,000円の減額というふうになってますけれども、これについては歳入のほうで、これらの相殺についてご説明をさせていただきます。

次に3目の保健体育施設費764万8,000円の追加補正でございますが、町民体育館経費では、委託料として今回武道館の畳がえを実施したいということで、313万6,000円。20年以上も表がえをしていなくて、もうテープが張り切れないということでございますので、今回全部を畳がえするという経費でございます。そのほかに亘理運動場等の管理経費ということで、390万円ほどの事業費を計上しています。おかげさまで亘理運動場は自然芝生化をしたわけですが、一部中央児童センターまで行く道路を砂利道にしていたわけなんですけれども、子供たちが遊んで芝生のサッカーコートに石を投げたりして非常に危険で、管理も大変でございますので、今回、通路のみを簡易舗装をしたいということで、その経費を計上させていただいたところでございます。

最後に4目の海洋センター費ということで、1,344万1,000円の追加補正でございますが、これにつきましては海洋センターの管理経費ということで、工事請負費で今回BG財団のほうから80%以内の補助をとということで、艇庫のトイレと更衣室の

建設工事というのが主な内容になっております。

続きまして歳入のほうをご説明申し上げますので、9ページのほうに戻っていただきたいと思っております。

歳入でございます。

初めに9款の地方交付税1項、1目地方交付税1億5,000万円の追加補正でございますが、これについての内容は特別交付税1億5,000万円でございます。当初の予算で毎年特別地方交付税は1億5,000万円計上するわけでございますが、当初で計上しておりませんので、今回、歳出財源にあわせまして1億5,000万円を追加補正するものでございます。

次に13款の国庫支出金の中の1項、2目保健衛生費国庫負担金295万4,000円については、女性特有がんの負担金でございます。

その次に2項、1目の民生費国庫補助金1,406万7,000円については、名称が地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金でございます。これは認知症対応型のグループホームのスプリンクラー整備事業の補助金を1回町が受けて、施設に補助をするという形でございます。

同じく3目の土木費国庫補助金ということで、2,207万円につきましては、ここに書かれているとおり、地域住宅交付金事業補助金ということで、これは公営住宅等の長寿命化計画の策定に伴う補助金でございます。これは事業費に対して45%。

次が、安全安心対策緊急支援事業費補助金400万円については、公園施設の長寿命化計画策定の業務委託料で、総事業費に対して50%の補助ということで400万円。

次に、地域活力基盤創造交付金。これについては逢隈公園の造成事業に対して国のほうから事業費に対して55%の補助が来るとということで1,573万円でございます。

次のページをお願いします。11ページでございます。

2項県補助金の2目民生費補助金でございます。県補助金ですが、9,740万7,000円の追加補正でございます。これについては老人福祉費補助金ということで、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金2,625万円。これは認知症対応型の新規の施設補助でございます。1施設分です。

3節の児童福祉費補助金で7,115万7,000円については、子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金ということで、これは亙理カトリック保育園の新設事業に対する補助でございます。

次に17款の繰入金でございます。1項、1目財政調整基金繰入金ということで、今回1億751万8,000円を追加補正するものでございます。歳出財源不足について、財政調整基金を今回繰り入れするものでございます。財政調整基金は先ほど専決処分でお話ししましたが、今回1億751万8,000円を繰り入れすることによりまして、基金残高は8億4,279万円になる予定でございます。よろしいでしょうか。

次に、19節諸収入の4項、1目雑入1,373万3,000円の追加補正でございますが、10節の産業観光雑入473万3,000円の追加補正でございます。これにつきましては財団法人の宮城県学校給食会基金より2分の1の補助がされるということで、学校給食に地場産品を多く取り入れた献立を実施していただいて、その割増し分を助成するという補助金でございます。対象経費に対して2分の1の補助というふうになっております。一応、献立に関しましては年間で20回実施していただきたいということで、地元の農産物を使うことによって割増しした分を補助するという内容になっております。

次に、18節の生涯学習雑入900万円でございます。これについての主なものは海洋センター修繕助成金ということで880万円。これはB&G財団のほうからの助成金でございます。

次に20款町債でございます。補正額につきましては5,750万円の追加でございます。

次のページ、13ページをお開きください。

2目の農林水産業債ということで370万円の追加でございます。農業基盤整備事業債でございます。

5目の消防債ということで5,380万円の追加補正でございまして、先ほどの消防施設整備事業債でございまして、移動系のデジタル化に伴う起債でございます。

最後になりますけれども4ページに戻っていただきたいと思っております。

債務負担行為の説明をさせていただきます。

第2表債務負担行為補正、追加ということで、事項、期間、限度額というふうに

ご説明を申し上げます。

平成21年度（平成22年2月利子助成交付決定）に伴いまして、農業経営基盤強化資金利子助成ということで、期間が23年度から平成31年度までで、限度額が76万8,000円以内という限度額でございます。

次に、第3表地方債補正の追加ということで、起債の目的、限度額、起債方法、利率、償還方法の順に説明を申し上げます。

消防施設整備事業債。限度額が5,380万円。起債の方法、利率、償還方法については記載のとおりでございます。

その下にまいりまして変更でございます。

起債の目的、補正前、補正後というふうにご説明を申し上げます。

農業基盤整備事業債は、今回事業費の決定によりまして370万円を追加しまして2,440万円に限度額を補正するものでございます。

以上で内容の説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず12ページ。19款、4項、1目学校給食地場農畜産物利用拡大事業補助金です。先ほど財政課長も説明されましたけれども、地場農畜産物をどのくらい多く使った場合に補助金が出るんですか。それがまず1点目。

あともう1点目は、歳入で補助費が計上されていますけれども、今回の補正予算には歳出はないんですね。対応した歳出はないんですがそれはどうなっているんですか。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） まずこの事業をご説明申し上げます。この事業につきましては、昨年度、21年度に緊急経済対策の一環としまして学校給食地場農産物利用拡大事業の一環としてやった事業でございまして、この事業の趣旨は学校給食におきます地元の農畜産物の品目の数または重量を、平成20年度と比べて5割以上増加させた場合に補助をしますという事業でございます。今回の農畜産物の品目でございますが、納豆、豆腐、米粉めん、イチゴ、リンゴ、アセロラ酢、春菊などにつきましては、平成20年度は4,394キログラム使用しておりました。これを今回、22年度

の利用重量につきましては6,620キログラムにしますということで、今回申請してあります。その中で先ほど財政課長もおっしゃっているように、これは国のほうから補助金が来まして、財団法人宮城県学校給食会のほうから補助金があるんですけども、473万3,000円。30ページの教育費の10款、5項、2目学校給食センター関係でございますが、今回当初予算で調理等の業務委託料として4,159万4,000円ほど計上してあります。今回は給食センターのほうからお金をもらうんですけども、今の予算の中で5割アップの食材は可能じゃないかということで、一般財源を減額しまして学校給食センターのほうから来ました補助金を充当したということでございます。ただし、この地場農産物の価格が上がれば12月あたりで補正をせざるを得ないかと考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 16ページ。3款、1項、3目、19節、②の認知症対応型グループホーム施設整備事業補助金でありますけれども、今現在、認知症対応グループホームに入所を希望している待機者は何人いて、この施設ができた時に何人解消されるんですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） まずもって待機者数でございますが、26名でございます。今回建設予定されておりますのが9人の2ユニットということで、18人が入所可能ということで、18名がこの中で入所可能になると。ただ、3施設ございますので、この26名の中の何人かは、もしかしたらダブって申し込まれている方もいらっしゃるかもしれませんが、その辺の実態はつかめておりません。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） もう1点です。18ページ。3款、2項、1目。これとの関連で、まず補助基準です。どういう補助基準になっているのか。これがまず1点目。

もう1点目は、今、策定している最中である次世代育成支援行動計画後期計画の案ですけども、その34ページには保育サービスの充実ということで（2）として認可及び認可外保育所施設の設置促進ということで、保育サービスの確保となっているんです。認可保育所についてサービスの確保は町としてどういうふうを考えてどういうふうにするのか。これが1点目です。

もう1点は同じく16ページ、3款、2項、4目、カトリック保育園は定員が現在は30人です。それが来年60人になって30人ふえますけれども、今の待機児童は何人いるんですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課町（佐藤 浄君） まず第1点目の補助基準でございますけれども、0歳につきましては一人当たり2万7,700円。1歳から2歳につきましては1万6,400円。3歳につきましては7,200円。それから4歳以上につきましては6,700円という補助基準になっております。また位置づけでございますが、認可外保育所につきましては、公的な保育所の補完的な役割を担っていただいているのかなというふうに思っております。

次に2点目の待機児童でございますけれども、ことしの4月1日時点で県のほうに報告した数字でございますが、27名でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありますか。11番佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 18ページ、健康増進費の中で、がん検診の委託料が計上されておりますけれども、今回の対象人数をお知らせいただきたいと思います。クーポン券、乳がんと子宮頸がん無料クーポン券の対象人数。そしてまた、医療機関が拡大されたかどうか、それもあわせてお聞きしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課町（佐藤 浄君） まず乳がんのほうでございますけれども、対象人数が1,253名でございます。それから子宮頸がんにつきましては1,102名となっております。それから受診できる施設でございますが、1箇所、駅前の岩沼クリニックだと思っておりますけれども、そこが1箇所ふえております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 期間を聞くのを忘れてしまいましたけれども、クーポン券の利用できる期間、あわせて今回で2年目になりますけれども町としてあと3年ですか、5年間はやっていく方向で考えているのでしょうか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課町（佐藤 浄君） 期間につきましては、この後、町のほうでそれぞれの検診車の検診、それから医療機関といいますか病院のほうと打ち合わせをしまして、その

上で期日を示してお送りするという予定になっております。

それから来年度以降でございますが、そもそもこの補助分についてもまだ示されておられませんので、現時点ではまだ何も考えていないというふうな状況でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。19番安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 26ページの消防費、地域防災無線簡易型デジタル移動無線システム整備工事ということで、5,820万円ほどあるんですけども、その内容を説明お願いします。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 地域防災無線簡易型デジタル移動無線システムということで、先ほど財政課長が言っておりましたけれども、デジタル化に合わせて今回整備するということで、現在のアナログ系のものは、実際のところ、遠隔操作、搭載局含めて25台ほど整備されております。これらを充実させて、全体的には51台という数にしたいと思います。内訳を申し上げますと、遠隔制御搭載局でございますけれどもこれが1台。親になるものです。学校、支所関係に置くものが15台。各課、災害が起きたときに消防団に持たせるものが29台。それから車と併用になるのが6台ということで、合わせて51台。無線機、搭載局を含めて51台という内容でございます。

議長（岩佐信一君） 19番安細隆之議員。

19番（安細隆之君） この消防の予算の中では地方債として消防施設整備事業債ということで5,380万円ほど地方債を借りるわけですけども、まして事業の、来年度で無線が使えないということであれば、国の補助なり国税等を使えることはなかったのかどうか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） この防災無線関係、今年度は移動系の予算を組んでいるんですけども、固定系の防災無線も、これは全国的な話なんです。ですから我々も町長にお願いして、補助の要望は再三やっております。なかなかそれを聞き入れてもらえませんが、非常に厳しい財政の中で、厳しいんです。補助金は来ないんですけども、後で交付税が利子分、若干ですが来るものがございます。それを充てて、地方債を充てて利用するというような、今のところはそういう状況です。来年から

予定する固定系のものも、恐らくはそんな形になるんじゃないかと想像はしております。

議長（岩佐信一君） 19番安細隆之議員。

19番（安細隆之君） もう一つ、24ページの公園管理費の中で、鳥の海公園の費用対効果調査等業務委託料ということで520万円あるんですが、その意味がちょっとわからないものですから、目的とねらい、どういうものがあるのか説明をお願いします。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 公園施設の費用対効果の件なんですけれども、この契約につきましては長寿命化計画と連動しております。公園施設の修繕とか改築につきましてはこれまで国のほうから補助制度はございませんでした。去年の4月に公園施設長寿命化計画策定補助制度が創設されております。これにつきましては地方公共団体が管理する都市公園における公園施設につきまして、安全性の確保、それからライフサイクルコストの縮減の観点から、遊具、建築物等の点検を行いまして、現状を把握しまして、これらの点検データを基にしまして効率的な施設更新を図る目的で創設されております。本町におきましても、現在14の都市公園がございますけれども、供用開始後20年を経過している施設が10箇所ほどございます。そして特に鳥の海公園のほうの老朽化が進んでいることから、今回この委託につきましては2分の1の補助を受けて長寿命化計画を策定するわけなんですけれども、公園につきましてはこの計画とあわせて費用対効果の調査も実施するようになっております。費用対効果につきましてはご承知だと思うんですが、BバイCといいまして、公園の整備によって得られる便益、これは英語の頭文字のBなんですけれども、これを金額に換算します。そしてこれを費用、コストのCです。Cで割り戻しまして、事業効果を判断するというございます。一般的にはこの数値が1を超えると事業効果があるということで判断されています。公園はこの便益を金額に換算するというのがなかなか難しいということで、いろいろな文献などにも載っているんですけれども、具体的には直接利用する価値として、健康、レクリエーション空間の提供を価値化する、値段化するということでございます。それから間接的に公園を利用することによって生じる価値としまして、都市の環境維持・改善、都市景観、都市の防災、存在価値、そして将来次世代に残すことによって生じる価値とを調査して、数値化す

るものでございます。今回鳥の海公園の費用対効果の調査を行うことによりまして、他の13の公園の整備をする場合にも補助対象になるということでございますので、今回520万円ほど、単独費になりますけれども計上させていただきました。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。6番高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 15、16ページになります。2款、1項、5目の財産管理費の中の15節の工事請負費です。その枠の工事請負費として1,000万円。これは測量を含み解体料という説明を今、受けましたけれども、昨日、一昨日の説明の中では建物が2棟という話があったんですけれども、今、3棟という話に変わりました。それと、これはなぜ今、解体しなくちゃならないのか。新しい企業がここに進出するという具体的なものがあるのかどうか。それでここに1,000万円を計上しているのかどうか、お聞きいたします。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 基本的に建物に関しては、2棟というのは名取ハイプラ時代の平屋の建物、そして日本熱研の時の一番南側にある高い建物、そして日本熱研の時に一番入り口、東コンの東側なんですけれども、事務所があったんです。ここに若い中学生や高校生が入ったりして、非常にいたずらされるということで、基本的にはやはりこの3棟を解体するべきじゃないかということです。今までこの土地については何とかして売払いをして、歳入財源を確保したいということで長く努力をしてきたわけですが、前年度もフジパンとかいろいろな業者が現場を見に来ております。しかしながら建物があったり廃棄物があったり、やはりどうしても企業としてはこういう土地を求めたくないとか、リスクが大きいと。解体する経費を自分のほうで負担して、そのほかに土地代もそれなりの負担になりますので。そういうことから、なかなか売払いができないということで、そういうことを考えるとちゃんとした形で、解体をして平地にして、買いたいという企業等が来た時にいつでも売払いができるような内容にしたいということで、これは歳入の財源の確保に向けていきたいということで、今回解体経費等を計上したわけでございます。

議長（岩佐信一君） 6番高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 解体しないことによって、その施設で犯罪とかが起きるといのはある程度わかりますけれども、ただ、今の財政の現状から見ますと、工業造成地のほうでも買い手がつかない状況で年間1,500万円前後の利息を払わなくてはならない状況になると。会計は違っても、造成会計のほうにも一般会計から繰り入れておりますので、今ここで1,000万円を計上するというのは、私はちょっと決断としては早いのかなと。フジパンはたしか2ヘクタールという条件で探しに来たと聞いていますけれども、そういうふうな会社が来た時点で予算計上しても、2、3カ月くらいの時間の中では更地にはできるのかなと。その時点で計上してもいいんじゃないかというふうに私は思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

議 長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 議員さんからもフジパンの話があったわけですけども、やはり企業側では即、建物を建てたいという希望が非常に強いようでございます。そういうことから、せつかくのチャンスを失うというのが非常に多かったわけでございます。そういう意味からしても、やはり町としては売払いをするためにはある程度の投資をして、付加価値を高めるというのが非常に大事なものですから、現在の状況では安くたたかれると。それよりは、やはり付加価値を高めてちゃんとした形で売払いをして、歳入財源を確保したいという考えから、十分財政状況を勘案させていただいて、やはり現在投資をしたいということで予算を提案させていただきました。以上です。

議 長（岩佐信一君） 6番高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 例えば今、工業用地を造成したところの32ヘクタール分の買い手がつかない状況での借入金がたくさんあるわけでございます。その中で今、こちらの1.2ヘクタールの分の造成の営業をするよりも、やはり32.6ヘクタールの分の営業を積極的にやるのが、今回の撤回に対する町民に理解していただく事業じゃないかと私は思うんです。ほかの企業が来るかもしれないから1,000万円かけて更地にするんじゃないかと、やはり今のやつをもう少し積極的にアピールしていくのを町民に見せるべきじゃないかと私は思います。その辺はどうでしょうか。

議 長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 企業誘致の32.6ヘクタールにつきましては私のほうの担当課

でございますから、しっかりと企業誘致に向けて全力でやらせていただいております。本日も議会が終了したら県に参って、いろいろと調整作業に入ります。しかしながら現在やはり、1ヘクタールちょっと前後で、何とか町の土地がないですかという問い合わせが、現在2件ほどあるんです。そういうふうな状況で、場所のないところでは亘理町では何ともできませんし、工業用地の今回造成しているところは、1ヘクタールとか2ヘクタールでの切り売りは基本的に考えておりませんので。そういうふうな希望が実際にあるものですから、そういうお客様というか企業に張り付けていただくために、やはりちゃんとした形でやりたいという考え方で、今回解体経費を計上したものでございますので、十分ご理解いただけるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。13番山本久人議員。

1 3 番（山本久人君） 18ページの亘理カトリック保育園新設事業補助金なんですけれども、キリスト教の教会もたしかあると思うんですけれども、そこの指導内容に口を出すのか、出さないのかということと、あと保育料です。うちも二人ほどお世話になっていて、たしかその当時一人2万円ぐらいだったと思うんですけれども、保育料の補助、基本的に保育料はどうなっていくのか、お伺ひします。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） まず経営方針でございますが、失礼しました、教育方針でございますが、それにつきましては特段こちらから指導をするということはございません。また同じように公立でカトリックでやっていらっしゃるところもございまして、そういったことでございます。

それから補助につきましては、今度認可保育所ということになりますので、申し込みの受け付けなど、そういったものをすべて町のほうでしまして、ほかと同じような扱いになりますので、一律の、町と同じ料金というふうになります。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 山本久人議員。

1 3 番（山本久人君） そうしますと、町と同じということは所得に応じた保育料という大雑把な考えでよろしいですか。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） はい、そのとおりでございます。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 先ほどの学校給食地場農畜産物利用拡大事業補助金473万3,000円。

それで減額が273万3,000円。それで200万円が給食センターの修繕費ですか。この補助金の趣旨からして、この修繕費に用途がえしようという形にはなりませんか。

あともう一つは、473万3,000円は地場産品の学校給食材料の補助とした場合、今子供たちから給食費の単価を幾らでとっているのか。それらの献立にこの分を上積みして、グレードを上げた給食を提供するという形になるのか。そういう補助の性質のものなのか。あくまでも町で使っている個人からとっている給食材料費を減額するという話だったならば、個人からの負担金は返還するのか。多分これは国庫補助だとすると、いろいろな規制があって、後から入るはずですね。そういうものもクリアできるような考えでこういうことをやったのかどうか。

議 長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 第1点目の質問については私のほうで答えさせていただきたいと思います。今回はたまたま473万円が入ってきて、諸収入でございますからその他の財源ということでしたわけでございますが、給食センターから今回たまたま工事請負費が、歳出が出てきたということで、どうしても財源充当をかけないと予算が編成できないということで、これについてはやむを得なくこういうふう一般財源がマイナスになってその他の財源が473万3,000円ということになったということで、どうしても予算編成する場合は歳入に対して歳出充当をかけないと、予算が歳入歳出ゼロになりますので会計上も問題でございましたので、これはあくまでも私のほうが意図的にやったわけではなくて、要求に対して、たまたまこういうアクシデントがあったということでご理解をいただきたいと思います。

あと2点目は産業観光課長から。

議 長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 先ほどの2点目の質問なんですけれども、今回はあくまでも農畜産物の地場産品の量をふやすと。その量をふやす中で、また品目数についてと量を5割以上ふやした場合に、今、生徒数が小学校6校、中学校4校で3,381人ほどいるんですけれども、そのふやした分を一律140円としてカウントしているん

です。その140円を、先ほど財政課長が言ったように、20回ほど給食費をつくら
ということで、9,446万800円ほどになるんですけども、そのうちの2分の1を補助
するということでございまして、あくまでもこの分を充当したからといって給食費
の個人の削減ということは考えないということです。

議 長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今、東課長が答えたのは間違っています。給食材料費は個人から徴
収した分で給食材料費を賄う。そこに補助金473万3,000円を費やしたならば、全体の
金からそれを引かなきゃいけない。個人からとっている金で賄っているのだから、
個人負担はその分減るわけです。補助金を適用すれば。そしたら個人の徴収金を返
還するのかと私は聞いているんです。それに答えていないです。そしたらやり方と
すればその473万3,000円は給食のメニューを変えて、グレードを上げて提供する
か、そのようなやり方をしないと個人に返還金が生じてくると。言っていることは
わかりますか。そういうことを私は言っているんです。なおさら、この施設整備に
200万円を充当しているけれども、それは用途外使用にならないのかと言っている
んです。会計検査とかが入った時に、説明がつくのかと。それを答弁してくださ
い。

議 長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 先ほどの回答なんですけれども、今までの納豆とか豆腐と
か、米粉めん、イチゴ、リンゴ、アセロラ酢、春菊、そういうものは今までも使っ
ております。使っているものを、要するに50%以上、地場産品の重さをふやすん
です。

議 長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） ただいまの議員さんのご質問ですけれども、町のほうでは議員さ
んもご存知のとおり、給食費というのはもちろん個人からも負担していただいてや
っているわけでございます。町の一般会計のほうからも、ご存知のとおりリクエス
ト献立分とか、町の米消費拡大の分とか、いろいろと予算計上しているものがござ
います。そういったものも含めて考えていただければと思います。以上でございま
す。

議 長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 財源の話ですけれども、用途外使用になって後で問題が出ないかということでございますが、総計予算主義でございますので、問題はないかと思えます。以上です。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） これは私の質問にカウントされると困るんだけど、今、遠藤課長が言ったのは答弁になっていないというのが一つ。当初予算で初めから今まで例年どおり上積み分は組んでいるんだから、それに今度の措置を充当しようなんていう考え、そういう答弁というのは行き当たりばつりの答弁です。こういう事業をもってきたのであれば、個人から取っている、年間予算ベースを、年間給食167食なり170食組んでいるわけです。それで1年分のトータル。その補助金が来たならば、その分は減らそうとか、そういう考えで充当しようとかという趣旨ではないと思う。地場産品をたくさん食べていただいて、消費していただいて。そういう考えでこの事業はあると思う。それを既存で使っているからその分をすりかえすとか、そういう考えは違うと思う。だから東課長が言っているのはこれに当たらない。要するにこれを適用する場合は473万3,000円分の地場産品を使ってグレードを上げると。そういう考えで執行していかないとおかしいと思う。そういう答弁が返ってくると私は思っていた。遠藤課長が言った今の分に充当するなんていうのは、考え方が行き当たりばつりの答弁です。

議長（岩佐信一君） どなたの答弁になりますかね。産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 私の説明不足があったかもしれませんが、確かに地場産品の品数をふやしてグレードを上げるというような感じなのかなと思います。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第50号 平成22年度亙理町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号 平成22年度亙理町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第51号 平成22年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第19、議案第51号 平成22年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは議案第51号、平成22年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

平成22年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ362万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億891万3,000円とする。

それでは初めに歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思っております。

10ページの歳出でございますが、1款、1項、1目一般管理費173万7,000円の追加補正でございます。内容につきましては説明の右側のほうをごらんいただきたいと思っておりますが、すべて委託料でございます。

一つ目につきましては、一般被保険者証・高齢受給者証併用対応システム改修委託料ということで、現在国保加入者につきましては一般の被保険者証と、70歳から74歳までの方でございますけれども高齢受給者証と、2枚お渡ししております。これを今年度の8月の更新分から1枚にするという内容でございます。そのために必要なシステムの改修費用ということで、31万9,000円の追加補正をしたところでございます。

続きまして、非自発的失業者軽減措置に関するシステム改修委託料でございますが。これにつきましては141万8,000円の追加補正でございます。

同じく2項、1目賦課徴収費の188万4,000円の追加補正でございますが、これも同じく非自発的失業者軽減措置に関するシステム改修委託料ということで、専決処分のほうで午前中ご説明申し上げました、非自発的失業者に対しての軽減措置に係りますシステムの改修をするための費用でございます。これが国保の資格分と、税に係る分と、二つに分けての予算計上ということでございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思っております。

3款、2項、1目財政調整交付金330万2,000円の追加補正でございますが、今、歳出のほうで申し上げました非自発的失業者軽減措置に関しますシステム改修費分が、財政調整交付金として交付される330万2,000円でございます。なお、歳出のほうで資格分と税分とに分かれておりましたが、これが一括しての合計額でございます。

9款、1項、1目一般会計繰入金31万9,000円の追加補正でございますが、これにつきましては一般被保険者証、それから高齢者受給者証併用対応システム改修に伴います分として、一般会計から繰り入れをするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第51号 平成22年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号 平成22年度亘理町国民

健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議発第3号 「協同労働の協同組合法」（仮称）の早期制定
を求める意見書

議長（岩佐信一君） 日程第20、議発第3号 「協同労働の協同組合法」（仮称）の早期制定を求める意見書の件を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

職員（牛坂昌浩君） 朗読いたします。

議発第3号、平成22年6月16日、亘理町議会議長 岩佐信一殿

提出者 亘理町議会議員 高野 進

賛成者 亘理町議会議員 鈴木高行

「協同労働の協同組合法」（仮称）の早期制定を求める意見書

以上、議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

以上です。

議長（岩佐信一君） 提出者から趣旨の説明を求めます。

高野 進議員、登壇。

〔17番 高野 進 君 登壇〕

17番（高野 進君） 意見書を読み上げます。

「協同労働の協同組合法」（仮称）の早期制定を求める意見書。

我が国の少子高齢化が急速に進む中で、年金、医療及び福祉などの社会制度、とりわけ労働環境が大きく変化し、働くことに困難を抱える人々の増大が社会問題となっている。ワーキングプア、ネットカフェ難民、偽装請負など、新たな貧困と労働の商品化が広がり、障害を抱える人々や社会とつながりがつけない若者など、働きたくても働けない人々の増大は日本全体の共通した課題となっている。

こうした課題を解決するために、町民自身が協同で地域に必要な仕事をみずから起こし、社会に貢献する喜びや尊厳を大切にして働き、人と人とのつながりとコミュニティの再生を目指す新しい働き方である協同労働が注目されているが、現在この協同労働の団体には法的根拠がないため、社会の理解が不十分であり、団体として入札や契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題を抱え

ている。

だれもが希望と誇りを持ち、仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティーをつくり、人や社会とのつながりを感じることができる協同労働は、町民主体のまちづくりを創造するものであり、働くことに困難を抱える人々自身が社会全体の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開くものである。

よって、国においては、協同労働が新たな労働のあり方や就労の創出、地域の再生に資するものであり、少子高齢化に対応する有効な制度であることを踏まえ、協同労働の団体に法人格を付与し、その振興を図る「協同労働の協同組合法」を早期制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月16日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣殿。

宮城県亘理町議会

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 趣旨説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議発第3号「協同労働の協同組合法」（仮称）の早期制定を求める意見書の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議発第3号「協同労働の協同組合法」（仮称）の早期制定を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

日程第21 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（岩佐信一君） 日程第21、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

各常任委員会、議会運営委員会、議会広報調査特別委員会の委員長から、会議規則第70条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第22 委員会の閉会中の先進地調査申出について

議長（岩佐信一君） 日程第22、委員会の閉会中の先進地調査申出についての件を議題といたします。

各常任委員会、議会運営委員会、議会広報調査特別委員会の委員長から、会議規則第68条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の先進地調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、これを承認することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成22年6月第24回互理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時10分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信一

署名議員 島田 金一

署名議員 安細 隆之